

取適法・振興法の改正ポイントと 価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果

令和8年1月
中小企業庁

目次

1. 取適法の改正ポイント
2. 振興法の改正ポイント
3. 価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果

目次

1. 取適法の改正ポイント
2. 振興法の改正ポイント
3. 価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果

取適法（中小受託取引適正化法）の概要

※赤色は改正内容

法目的

中小受託取引の公正化 · 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

製造委託	修理委託	情報成果物作成委託 (プログラム)	役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理)	特定運送委託
------	------	----------------------	--------------------------	--------

②規模要件

委託事業者	資本金3億超	→	中小受託事業者	資本金3億以下（個人含む）
	資本金1千万超3億以下			資本金1千万以下（個人含む）
	常時使用する従業員300人超			常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く) 役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託事業者	資本金5千万超	→	中小受託事業者	資本金5千万以下（個人含む）
	資本金1千万超5千万以下			資本金1千万以下（個人含む）
	常時使用する従業員100人超			常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

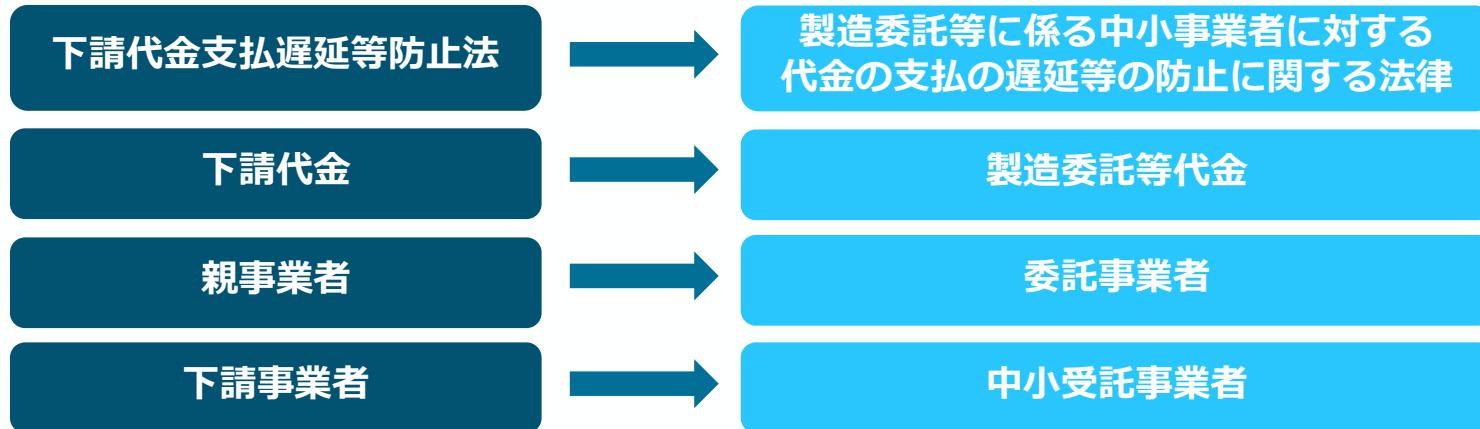
受領拒否	報復措置
支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	割引困難な手形の交付
返品	不当な経済上の利益提供要請
買いたたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

措置

公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

下請法改正ポイント（2026年1月1日施行）

法律の題名・用語の変更



適用対象の拡大

●適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

●対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

●「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

●「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払い手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

●事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、取適法に基づく指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等（木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品）が追加されます
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります

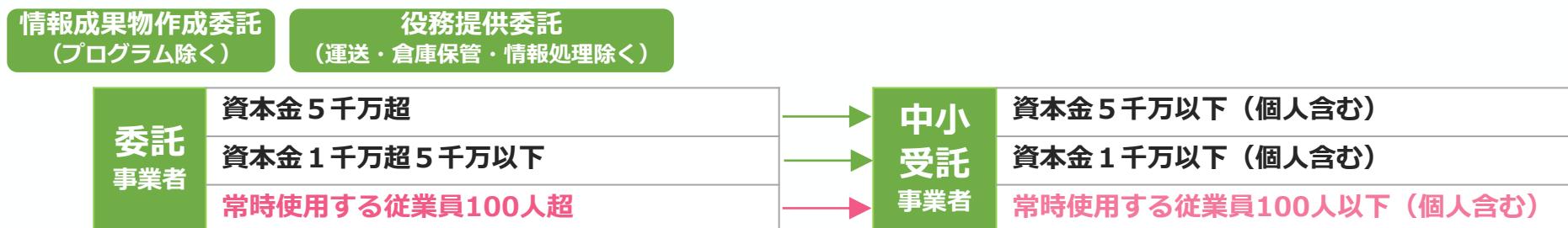
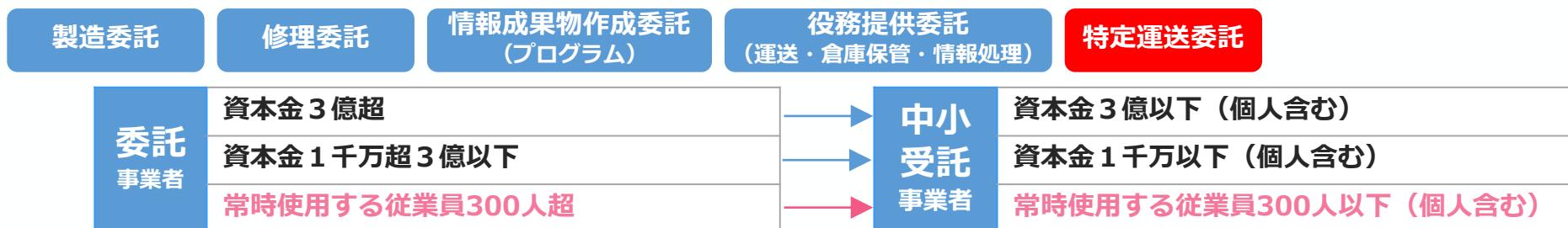
従業員基準

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資することによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。



(参考) 従業員基準の整理表

- 委託取引ごとに規模要件を判断。
- 従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用。

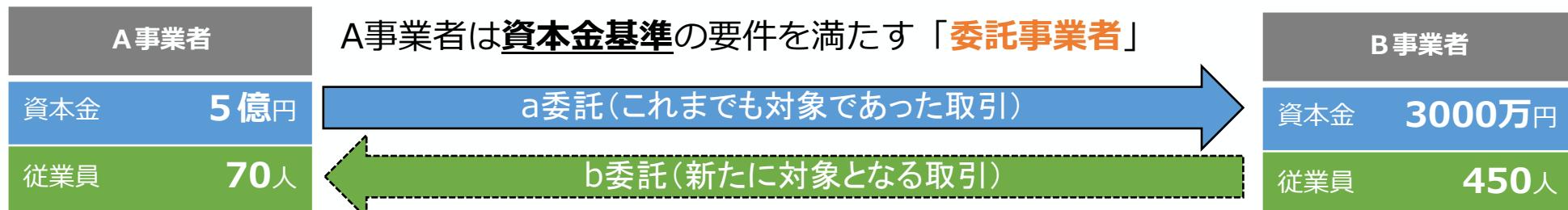
○：要件を満たす ×：要件を満たさない

資本金基準	従業員基準	適用される基準
○	×	資本金
×	○	従業員
○	○	資本金 (※)
×	×	適用対象外

ポイント

※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

【製造委託の例】



B事業者は従業員基準の要件を満たす「委託事業者」

(参考) 「常時使用する従業員の数」について(運用基準)

- 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、**日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの**をいう。
- 「常時使用する従業員の数」とは、当該事業者の**賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」**（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）**の数によって算定するもの**とする。

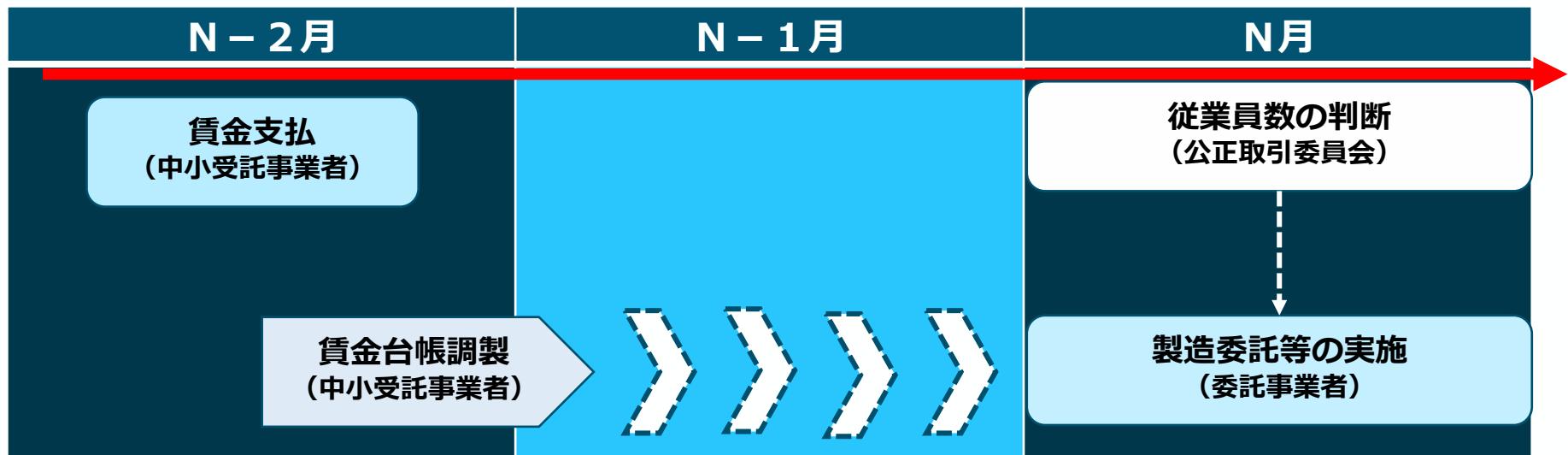
「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

※委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。

※原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、例外的に下記の取扱いを行うことも可能。

※グループ会社等の場合には、法人単位で従業員数を判断。

例 ※N-2月の賃金台帳上の労働者の数をもって、N月の「常時使用する従業員の数」とする



従業員基準に関する留意事項

中小受託事業者からの回答に誤りがあった場合の取扱い

- 委託事業者が、中小受託事業者に対して、「常時使用する従業員の数」について確認したところ、中小受託事業者から事実と異なる回答を得たことにより、当該中小受託事業者に対する製造委託等について本法の適用がないものと誤認し、委託事業者が本法に違反することとなった場合、委託事業者による本法違反行為については是正する必要があるため、当該中小受託事業者に対する本法違反行為について、必要に応じて、指導及び助言を行うことがあるが、直ちには、勧告を行うものではない。

委託事業者の確認義務の有無

- 委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。
(例えば、取引の相手方の賃金台帳の閲覧やその写しの取得は必須ではない。)
- 取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなるが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれる。

中小受託事業者の説明義務の有無

- 中小受託事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はないが、委託事業者からの確認に適切に対応していただくことが望まれる。

その他の注意点

- 従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断される。そのため、製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、当該製造委託等に係る取引当事者は本法の適用対象となる。

協議に応じない一方的な代金決定の禁止 【改正】

- 委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかつたり、必要な説明を行わなかつたりするなど、一方的に代金を決定すること。

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかつたり、委託事業者が必要な説明を行わなかつたりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

現行

対価に着目した規定

【対価引下げ型】

従前の対価



引下げ後の対価



利益

改正法

交渉プロセスに着目した規定

【コスト上昇型】

従前の対価



引上げ後の対価



※コストアップに
見合わない引上げ幅

利益

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準)

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当）。
- 手数料とは、例えば、発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等をいう。

✓ 満期日が支払期日「以前」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、認められる。

しかし、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。

✓ 満期日が支払期日より「後」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、原則として認められない。

たとえ割引料を委託事業者が上乗せして負担したとしても、中小受託事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を受け等の行為が必要な場合には、満額の金銭を受領した状態となることが確保されていないため。

【具体例】

●電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

●一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準)

- 企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、**振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反とするよう、運用基準を見直すこととする。**

【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、**下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められる。**



【改正後】

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引いて支払うことは減額に当たる。

特定運送委託

【第2条第5項】

改正理由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正法

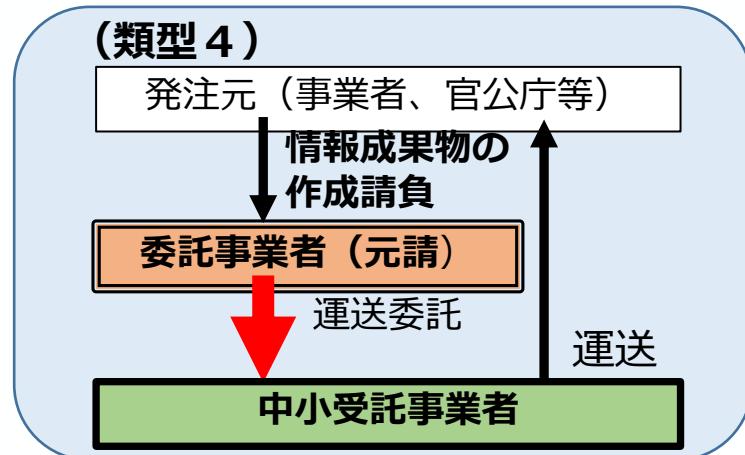
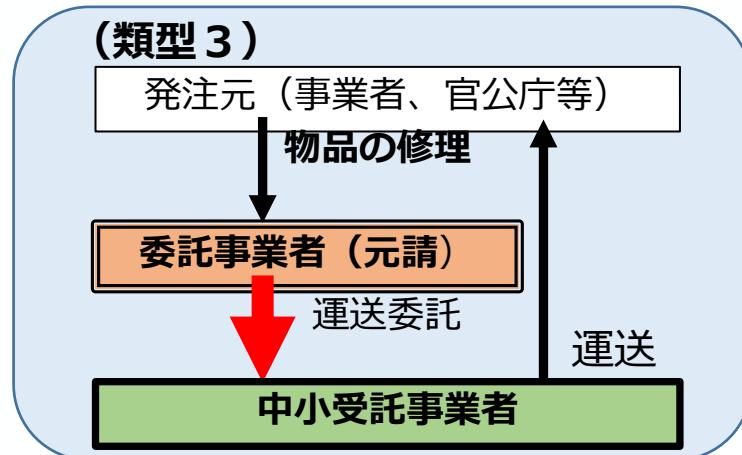
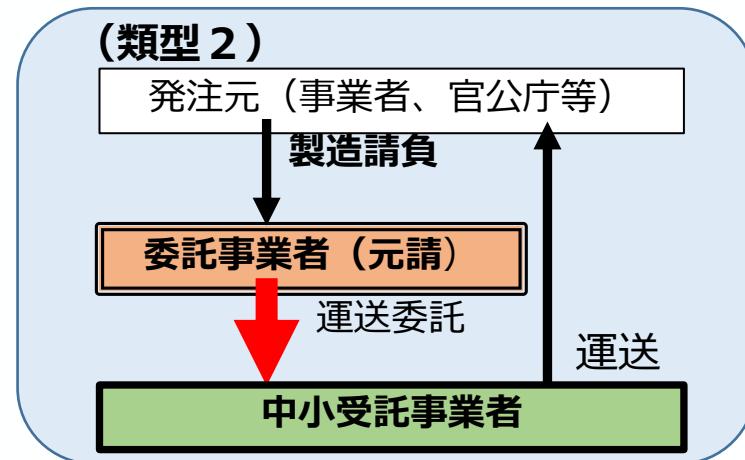
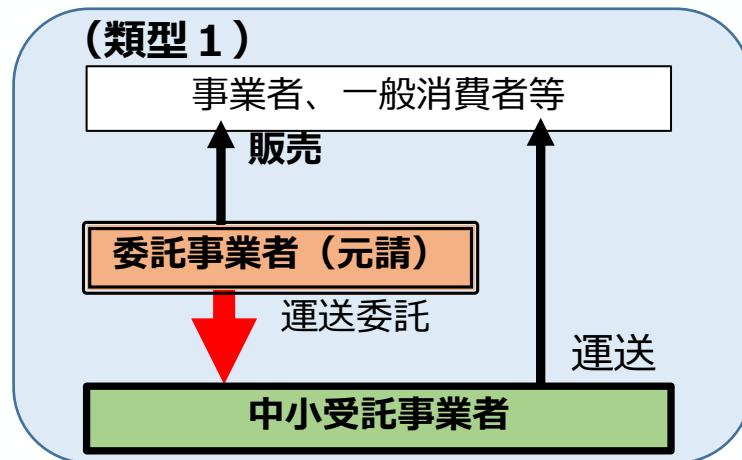
現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



特定運送委託 【第2条第5項】

- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となる。



※→が取適法の対象となる取引

(参考) 「運送の行為の一部」とは

- 「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいう。

同一法人の拠点間運送

- 同一法人の拠点間の運送が、当該拠点間の販売等に基づいて行われていたとしても、その販売等は、通常、取引の相手方に対する運送とはいはず特定運送委託には該当しない。
(例：商品の運送が、社内の倉庫への移動である場合)

同一法人の拠点間運送の例外

- 取引の相手方に対する運送であって、自社の拠点を取引の相手方に対する運送の「経路の一部」として利用する場合には、その拠点間の運送委託も特定運送委託に該当する。



経路全体が特定運送委託に該当

【具体例】

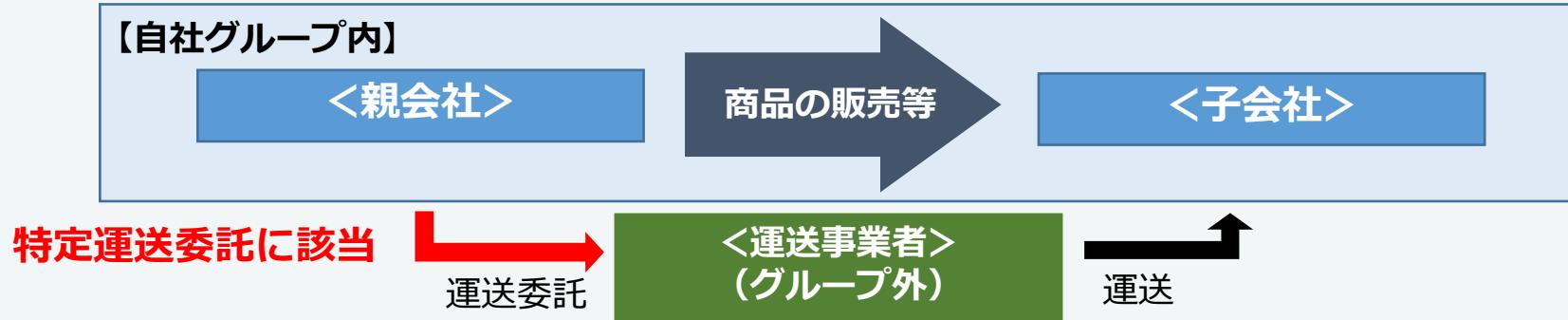
- メーカーAが、顧客Bに納品するために仕分けられた商品を、茨城県にある自社工場から、広島県にある顧客Bの事務所まで運送する。
- その際、大阪府にあるメーカーAの物流センターを中継地点として利用する。
- 自社工場から物流センターまでの運送は、顧客Bの事務所までの運送の「経路の一部」であり、経路全体が特定運送委託に該当する。

(参考) グループ会社における運送

類型 1

- 特定運送委託における「取引の相手方」には、運送の発注事業者と親子会社や兄弟会社の関係にある法人も含まれる。

■具体例

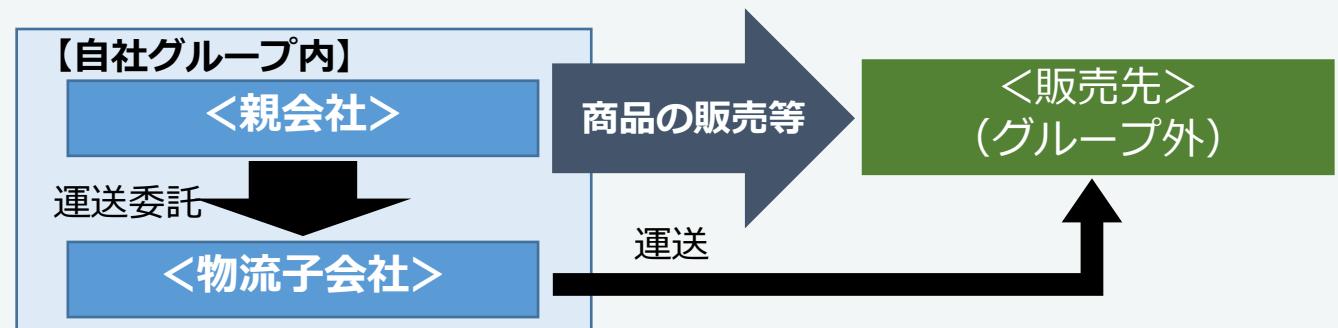


類型 2

- グループ内の物流子会社に運送を委託した場合、それが実質的に同一会社間での取引（※）とみられる場合は、本法の適用が除外されるものではないが、従前から運用上問題としていない。

■具体例

実質的に同一会社間の取引とみられる場合は、運用上、問題としていない



※親会社と当該親会社が総株主の議決権の50%超を所有する子会社との取引や、同一の親会社がいずれも総株主の議決権の50%超を所有している子会社間の取引など。

4条書面における明示事項

明示事項

- ① 委託事業者及び中小受託事業者の名称(番号、記号等による明示も可)
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした日
- ③ 中小受託事業者の給付の内容(役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容)
- ④ 中小受託事業者の給付を受領する期日(役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受ける期日又は期間)
- ⑤ 中小受託事業者の給付を受領する場所(役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受ける場所)
- ⑥ 中小受託事業者の給付の内容(役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容)について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦ 代金の額
- ⑧ 代金の支払期日
- ⑨ 代金の全部又は一部の支払につき、一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払を受けることができるることとする額(支払額に占める一括決済方式による割合でも可)及びその期間の始期、委託事業者が代金債権相当額又は代金債務相当額を金融機関へ支払う期日(決済日)
- ⑩ 代金の全部又は一部の支払につき、電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額(支払額に占める電子記録債権による割合でも可)及び中小受託事業者が代金の支払を受けることができるることとする期間の始期、電子記録債権の満期日
- ⑪ 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法

サンプル (明示規則で定める事項を1つの書式に含めた場合)

注文書

令和〇年〇月〇日
〇〇〇株式会社

名及び規格・仕様等

期	納入場所	検査完了期日		
数量(単位)	単価(円)	代金(円)	支払期日	支払手段

○本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

公取委HPよくある質問コーナー

①受託取引の該当性

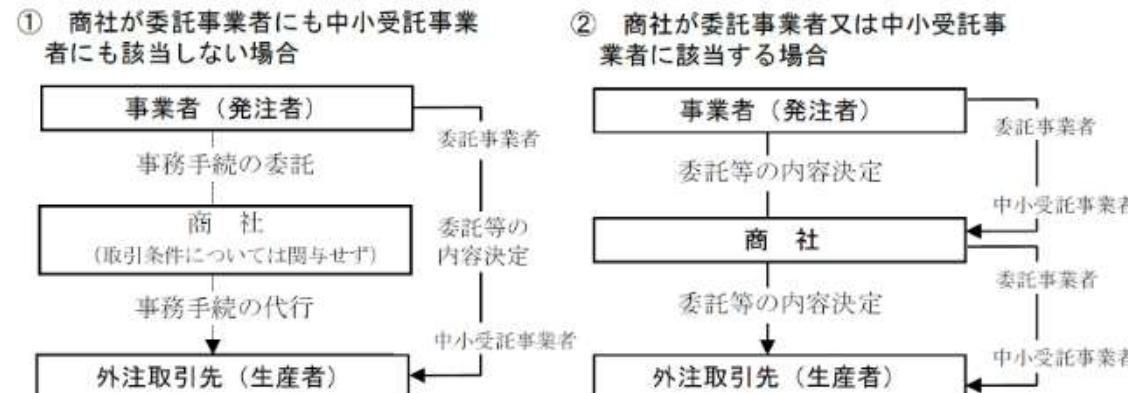
Q1 当社と外注取引先との取引について、商社が関与することとなった場合、中小受託事業者に該当するのは商社か、それとも外注取引先か。

A ① 商社が本法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当しない場合

商社が本法の資本金基準又は従業員基準を満たす発注者と外注取引先の間に入りて取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、中小受託事業者の選定、代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次ぎ、代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合、その商社は本法上の委託事業者又は中小受託事業者とはならず、発注者が委託事業者、外注取引先が中小受託事業者となる。したがって、委託事業者は商社と外注取引先との間の取引内容を確認し、本法上の問題が生じないように商社を指導する必要がある。

② 商社が本法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当する場合

商社が製造委託等の内容に関与している場合には、発注者が商社に対して製造委託等をしていることとなり、発注者と商社の間で本法の資本金基準又は従業員基準を満たす場合には、商社が中小受託事業者となる。また、商社と外注取引先の間で本法の資本金基準又は従業員基準を満たす場合には、当該取引において商社が委託事業者となり、外注取引先が中小受託事業者となる。



公取委HPよくある質問コーナー

Q119

当社は、部品の製造を委託している中小受託事業者に、その製造に用いる金型を保管してもらっているが、不当な経済上の利益の提供要請に該当するか。

A

部品等の製造を委託し、その製造に用いる型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等をいう。）（※1）を中小受託事業者に保管させていいる場合において、託事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情（※2）があるにもかかわらず、保管費用（自社倉庫の使用料相当額、外部倉庫の使用料、倉庫等への運送費、メンテナンス費用等の型等を保管させたことによる費用をいう。）を支払うことなく中小受託事業者に型等を保管させたときは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

中小受託事業者に部品等の発注を長期間行わない等の事情がある型等を保管させる場合には、委託事業者は、中小受託事業者と協議の上、保管期間（型等を用いる部品等の発注が行われていない期間をいう。）中に発生した保管費用を支払わなければならない（※3）。また、型等を廃棄・回収するか、保管を継続するかについても、中小受託事業者と協議をする必要がある。

（※1）委託事業者が所有する型等のほか、委託事業者以外が所有する型等であって委託事業者が事実上管理している型等を含む。後者の例として、中小受託事業者が自社所有の型等を保管しているものの、その廃棄等には委託事業者の承認を要する場合がある。

（※2）「委託事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情」は、個別事案ごとに異なるものであるが、これまでの主な違反事例において認められたものは、次のとおりである。

1 部品等の発注を長期間行わない場合

金型等を用いて製造する製品の発注を1年間以上行わないにもかかわらず、中小受託事業者に当該金型等を無償で保管させていた事例

2 中小受託事業者が型等の廃棄や引取り等を希望している場合

中小受託事業者から金型の廃棄や引取り等の希望を伝えられていたにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

3 委託事業者が次回以降の具体的な発注時期を示せない場合

金型を用いて製造する製品について今後1年間の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

4 型等の再使用が想定されていない場合

木型等を用いて製品が製造された後、当該木型等を改めて使用する予定がないにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該木型等を無償で保管させていた事例

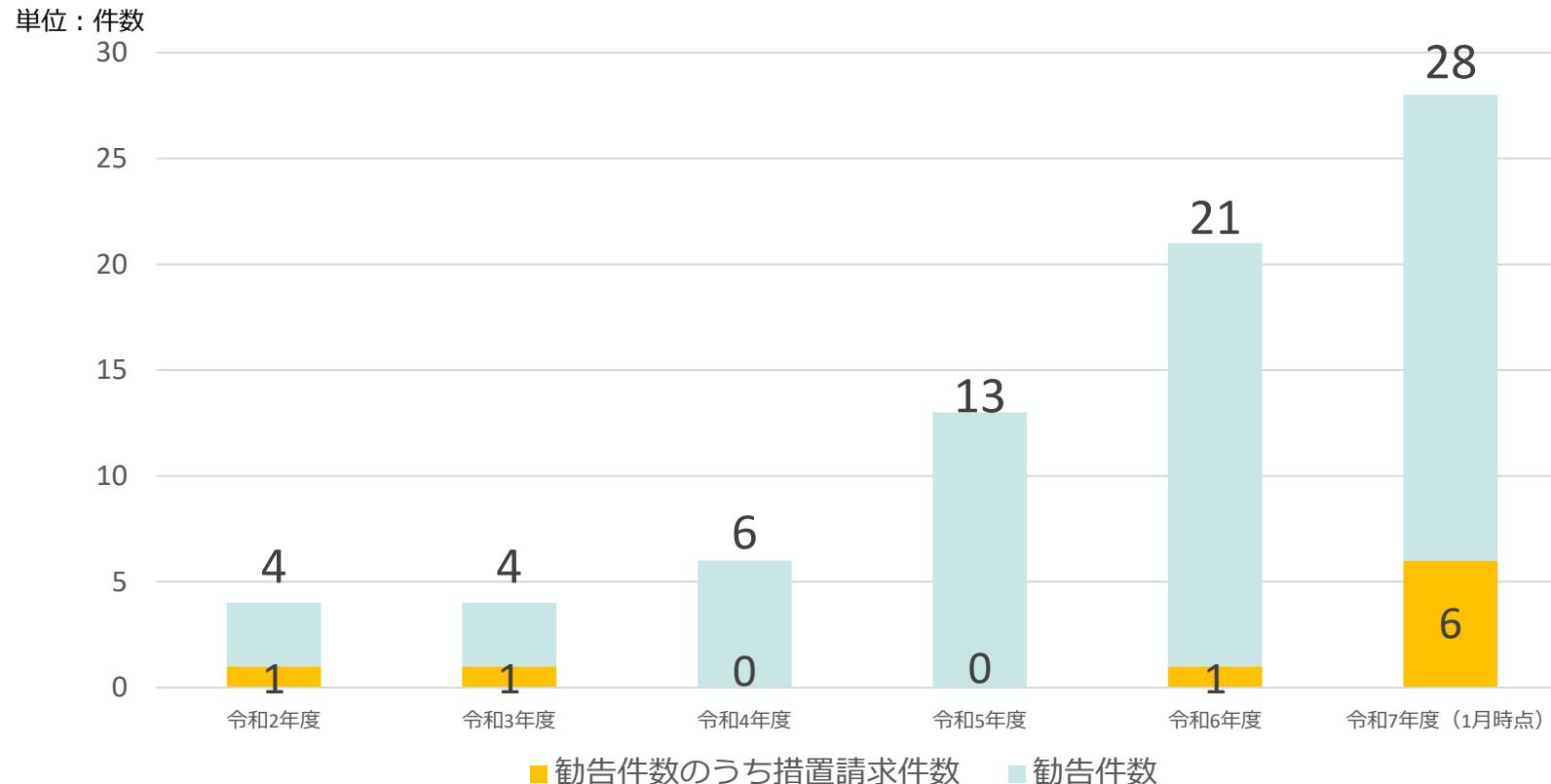
（※3）保管費用の支払に関する留意点の例は、次のとおりである。

- 委託事業者の中には、「中小受託事業者からの請求がなければ保管費用を支払う必要はないと思っていた。」、「型等の最終稼働後1年間は無償で保管させてよいと思っていた。」などの認識を示す者がみられるが、保管費用は中小受託事業者からの請求の有無にかかわらず、保管期間に応じて支払う必要がある。
- 型等の稼働状況を常に把握することが委託事業者及び中小受託事業者にとって過度な負担となる場合には、双方協議の上、年度ごとに保管させている型等を用いる部品等の発注状況を確認し、当該年度における保管期間に応じた保管費用をまとめて支払うことも許容される。

取適法（旧下請法）の勧告・措置請求

- 下請法第7条の規定に基づく勧告件数は、令和6年度で21件、令和7年度1月時点で28件（平成以降最多）と増加傾向にあり、取適法（旧下請法）の執行強化が進められている。
- 中小企業庁においても、下請法第6条の規定に基づき、複数の事案について公正取引委員会に対する措置請求を実施。

取適法（旧下請法）勧告件数（うち措置請求件数）の推移



(参考) 2025年度の取適法(下請法)に基づく勧告事案①

勧告対象事業者		違反行為類型	概要
1	株式会社コロナ (R7.4.17)	利益提供要請	製暖房機器、空調・家電機器やその部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。(1,818個)
2	佐藤商事株式会社 (R7.4.21)	①返品 ②支払遅延(指導)	①金属製品等の品質検査を行っていないのに瑕疵があるとして返品。(約1,400万円) ②最長で納品締切から5か月後に支払う制度となっていた。(遅延利息約3,300万円)
3	カヤバ株式会社 (R7.4.24)	利益提供要請	自社が管理する型等(下請事業者所有のものを含む。)を用いて製造する油圧機器等の部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で保管させていた。(5,756品番相当の型)
4	株式会社スズキ自販大分 (R7.4.24)	利益提供要請	自動車修理の顧客に貸し出す代車を下請事業者に無償で提供させた。(約850万円)
5	井関農機株式会社 (R7.5.9)	利益提供要請	自社又は製造子会社等が所有する型等を用いて製造される農業機械の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で保管させていた。(19,461個)
6	日精樹脂工業株式会社 (R7.5.13)	①利益提供要請 ②給付内容変更	①射出成形機の部品製造に係る木型等を長期間使用していないことを認識したにもかかわらず、無償で保管させていた。(260個) ②下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注の一部を取り消した。(約1,270万円)
7	S MK株式会社 (R7.7.15)	利益提供要請	電気通信機器等の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させていた。(823個)
8	いづみ工業株式会社 (R7.7.16)	利益提供要請	自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、金型等を無償で保管させていた。(1,570個)
9	不二サッシ株式会社 (R7.7.24)	①返品 ②利益提供要請	①アルミサッシの部品の品質検査を行っていないのに瑕疵があるとして、仕分けさせた上で返品し、送料も負担させた。(約420万円) ②発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。(7,789個)

(参考) 2025年度の取適法(下請法)に基づく勧告事案②

	勧告対象事業者	違反行為類型	概要
10	美里工業株式会社 (R7.7.29)	①返品 ②利益提供要請	①自動車用ミラーの部品の品質検査を行っていないのに瑕疵があるとして返品した。(約260万円) ②発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。(2,029個)
11	岩機ダイカスト工業株式会社 (R7.8.7)	返品	受領したアルミダイカスト製品に瑕疵があった場合の引き取りの条件について下請事業者と合意なく、製品を引き取らせていました。また、受領から引き取りまでの間に要した当該製品に係る加工費等の費用を負担させていました。(約820万円)
12	株式会社ヨドバシカメラ (R7.9.8)	減額	家庭用電気製品のプライベートブランド商品の製造委託に際し、リベート等の名目で減額(約1,350万円)
13	株式会社シマノ (R7.9.17)	利益提供要請	自転車用部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を保管させるとともに金型等の棚卸作業を1年間当たり2回行わせていた。(4,313個)
14	株式会社ジェイテクト (R7.9.19)	減額	自動車用部品等の製造に関して、実費を超える振込手数料の減額(約180万円)
15	株式会社Olympic (R7.9.29)	減額	食料品等の製造に関して「割戻し」と称する減額、実費を超える振込手数料の減額(約1,700万円)
16	リヨーノーファクトリー株式会社 (R7.10.9)	利益提供要請	農業機械や建設機械の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。(4,313個) ※三菱マヒンドラ農機(株)を委託元とするみなし下請取引を含む。
17	トヨタ自動車東日本株式会社 (R7.10.31)	①利益提供要請 ②受領拒否(指導)	①自動車用部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。(440個) ②一括生産部品の製造が完了した際に、速やかにこれを受領すべきであったのに受領せず(受領拒否)、無償で保管させていた(利益提供要請) (一括生産部品777個)

(参考) 2025年度の取適法(下請法)に基づく勧告事案③

	勧告対象事業者	違反行為類型	概要
18	三菱ふそうトラック・バス株式会社 (R7.11.13)	①利益提供要請 ②支払遅延(指導)	①自動車用部品の発注を長期間行わないにもかかわらず金型等を無償保管させるとともに、金型等の棚卸作業を1年間当たり1回行っていた。(5,694個) ②給付を受領した後60日以内に下請代金を支払っていなかった。(遅延利息約3,600万円)
19	株式会社日幸電機製作所 (R7.11.13)	利益提供要請	遮断機部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。(625個)
20	福岡ダイハツ販売株式会社 (R7.11.27)	利益提供要請	自動車修理の顧客に貸し出す代車を下請事業者に無償で提供させた。(約1,740万円)
21	南日本運輸倉庫株式会社 (R7.12.4)	減額	食品運送に関して「元請管理手数料」等の名目で減額。(約1,900万円)
22	株式会社スニック (R7.12.8)	①買いたたき ②利益提供要請	①自動車用部品の補給品の製造コストが大幅に上がるにもかかわらず、一方的に量産時の単価で下請代金の額を定めた。(318製品) ②発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。(880個)
23	杉本電機産業株式会社 (R7.12.11)	①減額 ②返品	①電気設備資材等に関して「現金割引料」等と称する減額(約2,500万円) ②品質検査を行っていないのに瑕疵があるとして返品。(約13万円)
24	センコー株式会社 (R7.12.12)	利益提供要請	貨物輸送に関して荷積みや荷卸し等の作業や長時間の「荷待ち」により下請事業者の利益を不当に害していた。(下請事業者19名)
25	株式会社マキタ (R7.12.16)	利益提供要請	電動工具用部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型を無償で保管させた。(3,214型)
26	東洋電装株式会社 (R7.12.24)	①返品 ②利益提供要請	①自動車用部品の受入検査なしまたは検査合格したにもかかわらず瑕疵があるとして返品し、送料を負担させた。(約600万円) ②発注を長期間行わないにもかかわらず金型等を無償で保管させ、あるいは金型等の回収に係る費用を負担させた。(保管907個、24回収221個)

(参考) 2025年度の取適法（下請法）に基づく勧告事案④

	勧告対象事業者	違反行為類型	概 要
27	東芝産業機器システム株式会社 (R8.1.15)	利益提供要請	電動機、変圧器、受配電盤等の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。 (1,510個)
28	東芝ホクト電子株式会社 (R8.1.15)	利益提供要請	電子部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させた。 (483個)

自動車製造業に携わる皆様へ

公正取引委員会と中小企業庁は、自動車製造業における取適法に違反する行為に対して監視を強化しています。取適法に違反する行為を行わないよう、自動車サプライチェーン全体で取引適正化に係る取組を徹底してください。

＼不当な経済上の利益の提供要請の禁止／

型等の無償保管

型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、中小受託事業者に対し、型等を無償で保管させる行為

＼受領拒否の禁止・不当な経済上の利益の提供要請の禁止／

一括生産に伴う部品等の受領拒否・無償保管

納期を定めずに一括で生産させた部品等を速やかに受領せず、委託事業者が必要とする都度納品させる行為や、納品させるまで無償で保管させる行為

＼買いたたきの禁止／

量産品を前提とした単価で補給品を発注

量産の終了後、発注数量が大幅に減少し、1個当たりの製造コストが大幅に増加するにもかかわらず、中小受託事業者と協議することなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で代金の額を定める行為



「取適法」への法改正の詳細は、公正取引委員会ホームページを御確認ください。

目次

1. 取適法の改正ポイント
2. 振興法の改正ポイント
3. 価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

②規模要件

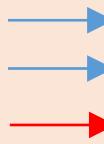
（製造業、建設業、運輸業その他）

委託

事業者

資本金が中小受託事業者より1円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い



中小受託事業者

資本金3億以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下

②規模要件

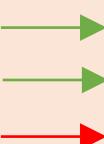
（サービス業）

委託

事業者

資本金が中小受託事業者より1円でも大きい

常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い



中小受託事業者

資本金5千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下（個人含む）

具体的な措置

① 経済産業大臣が中小受託事業者と委託事業者のるべき基準として「振興基準」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須（約8万社が宣言）。業界団体の自主行動計画（34業種・92団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言又は勧奨。

③ 調査、公表（例：価格交渉・転嫁等の状況の「発注者リスト」（発注側企業446社及び71の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの多段階にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

⑤ 国及び地方公共団体の責務、連携強化。

振興法に基づく「振興基準」について

- 「振興基準」は、振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」
- 振興基準は、
 - ①振興法に基づく大臣名での「指導・助言・勧奨」の基準、
 - ②各業界団体（91団体）が作成する自主行動計画で、振興基準の遵守が謳われ、
 - ③パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表する

ことから、発注者の取引方針の適正化に活用しうるもの

受託中小企業振興法（令和8年1月1日施行）

（振興基準）

第3条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため中小受託事業者及び委託事業者によるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

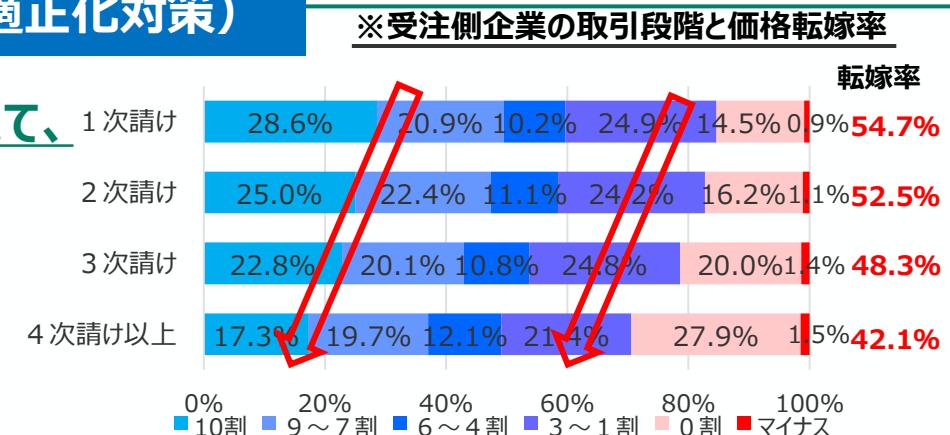
（指導等）

第4条 **主務大臣は**、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。

振興法の改正事項の概要① (多段階の事業者が連携した取組への支援)

課題① (サプライチェーンの深層における取引適正化対策)

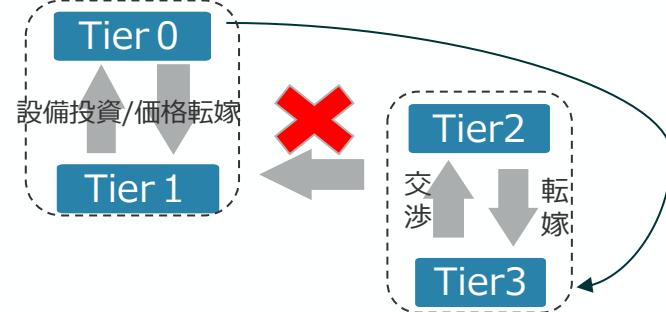
- サプライチェーンの取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。(価格交渉促進月間(2025年9月)結果)
- 直接の取引先を越えて、1つ先、「数次先の取引先まで含めて、価格交渉」しない商習慣。



改正内容① (多段階の事業者が連携した取組への支援)

現行法

支援対象の事業計画は、直接の取引関係のみ



法改正

直接の取引関係に限らず支援可能に

※事業計画・取組みの例

自動車部品の改良+効果の共有
製造時間の短縮・生産効率化
保管金型の廃棄等

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。
⇒ 直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すメッセージ

振興法の改正事項の概要② (国・地方公共団体の責務規定新設)

課題② (地方公共団体における取引適正化対策)

➤ 地方における価格転嫁の推進には、都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要。

〈取組例〉

- ①パートナーシップ構築宣言 (発注者の立場でサプライチェーン全体の付加価値向上・取引慣行の遵守を宣言。8.3万社) の普及のために経済団体との協定締結
- ②宣言企業への補助金加点等のインセンティブ
- ③価格交渉セミナーの実施

※パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組
「第6回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（令和7年2月）」資料2-3

- - ・経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
かつ
 - ・宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置
- - ・経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
または
 - ・宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置
- - ・セミナー等による宣言の周知活動を実施



改正内容② (国・地方公共団体の責務規定新設)

【新第23条関係】

- ◆ 地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める旨を規定。

⇒ 全国津々浦々の価格転嫁を推進

新たな取組：全国47都道府県に設置されている取引かけこみ寺に寄せられる中小企業からの声の一層の活用のための連携強化

振興法の改正事項の概要③（主務大臣の権限強化「勧奨」）

課題③（主務大臣による指導助言を受けても改善しない例）

- 取引Gメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、主務大臣による指導・助言を実施。
⇒ 取引方針が改善される等、一定の効果あり。
- 他方、何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者も存在。
⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、どのような取組を講じるべきか、具体的な検討が不十分な者あり。

改正内容③（主務大臣の権限強化「勧奨」）

【第4条関係】

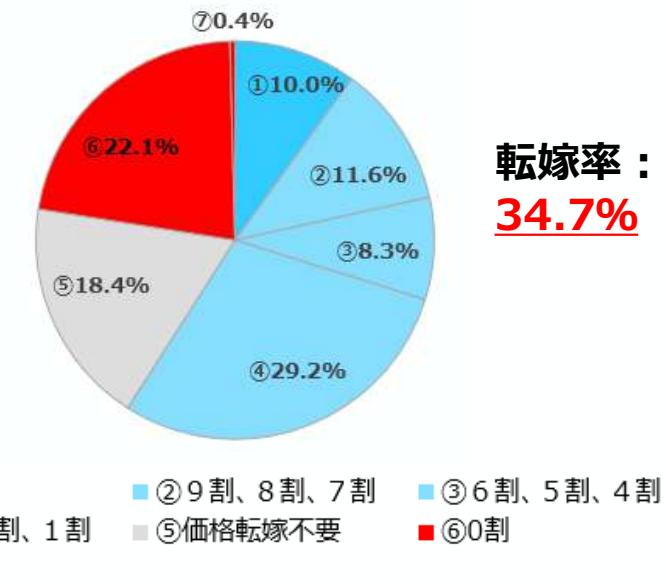
- ◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、より具体的な措置を示して、その実施を促す（「勧奨」する）ことができる旨を規定。
⇒ 価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。
※取適法違反事業者に対しては取適法に基づき対応。

振興法の改正事項の概要④ (適用対象の追加)

課題④ (i 発荷主-元請運送事業者の取引、ii 資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁)

- トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位であり (価格交渉促進月間 (2025年9月)、商流の源 (発荷主-元請運送) から価格転嫁を推進する必要。
⇒ 運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させる必要。
- サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。

※ トラック運送業の価格転嫁の状況【コスト全般】



転嫁率：
34.7%

改正内容④ (適用対象の追加)

【新第2条第1項第6号、第4項、第5項関係】

- ◆ ①発荷主-運送の取引 (下請法と同様) ②従業員の大小関係がある委託事業者 (取適法より広い) を追加。
⇒ 中小企業同士等、取適法の対象外の取引も含めて、支援または指導・助言・勧奨の対象とし、価格転嫁・取引適正化を浸透させる

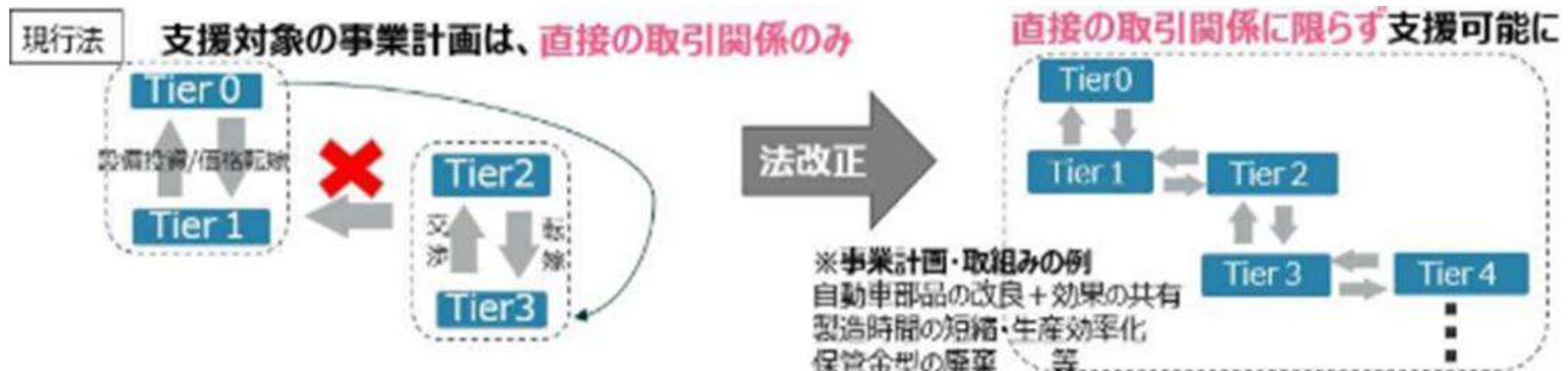
日本政策金融公庫による低利融資

企業活力強化貸付 価格転嫁・取引適正化推進資金(仮称)

【貸付制度】

貸付対象	受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条の規定に基づき多段階の事業者が連携した取り組みを行う者 <8年度から新規創設>
資金使途	多段階の事業者が連携した取り組みを行う者が必要とする設備資金及び長期運転資金
貸付期間	運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) 設備資金20年以内(うち据置期間2年以内)
貸付利率	<ul style="list-style-type: none">・基準金利・ただし、2億7,000万円を限度として特別利率① (参考)中小企業事業の利率(令和7年12月1日実施) 基準利率2.40%、特別利率①2.00%(貸付期間9年超10年以内の場合)

【振興法の改正内容】

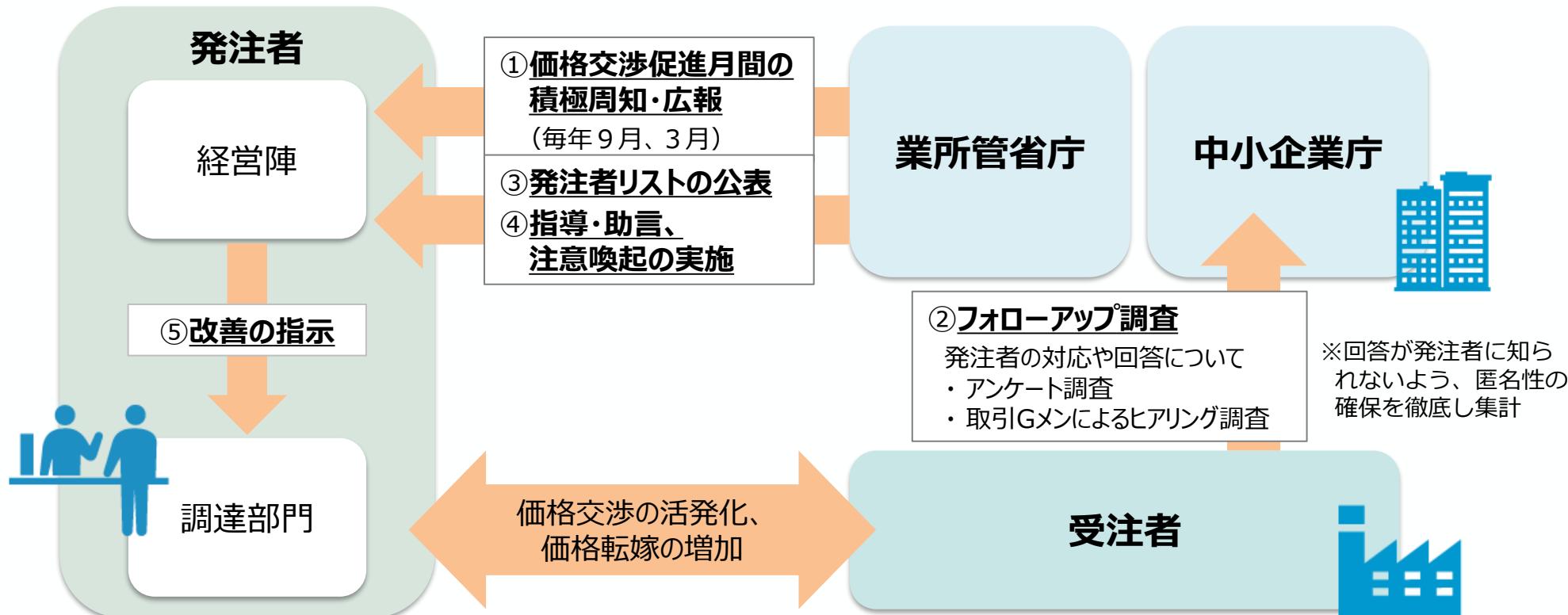


目次

1. 取適法の改正ポイント
2. 振興法の改正ポイント
3. 価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果

「価格交渉促進月間」における取組

- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格転嫁・取引適正化を経済界全体で促すため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定。
- 受注側中小企業30万社へのアンケート調査や、発注者ごとに価格交渉・転嫁等の状況を整理した「発注者リスト」の公表等により、発注者の自発的な取引方針の改善に繋げる。
- 2021年9月から開始し、2025年9月に9回目の「月間」を実施。



2025年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年9月で9回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②取引Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2025年4月～2025年9月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2025年9月24日～11月7日

○回答企業数 69,988社（回答から抽出される発注企業数は延べ86,538社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は13,661社

※参考：2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

○回収率 23.3%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年3月調査：21.9%、2024年9月調査：17.1%

②取引Gメンによるヒアリング調査

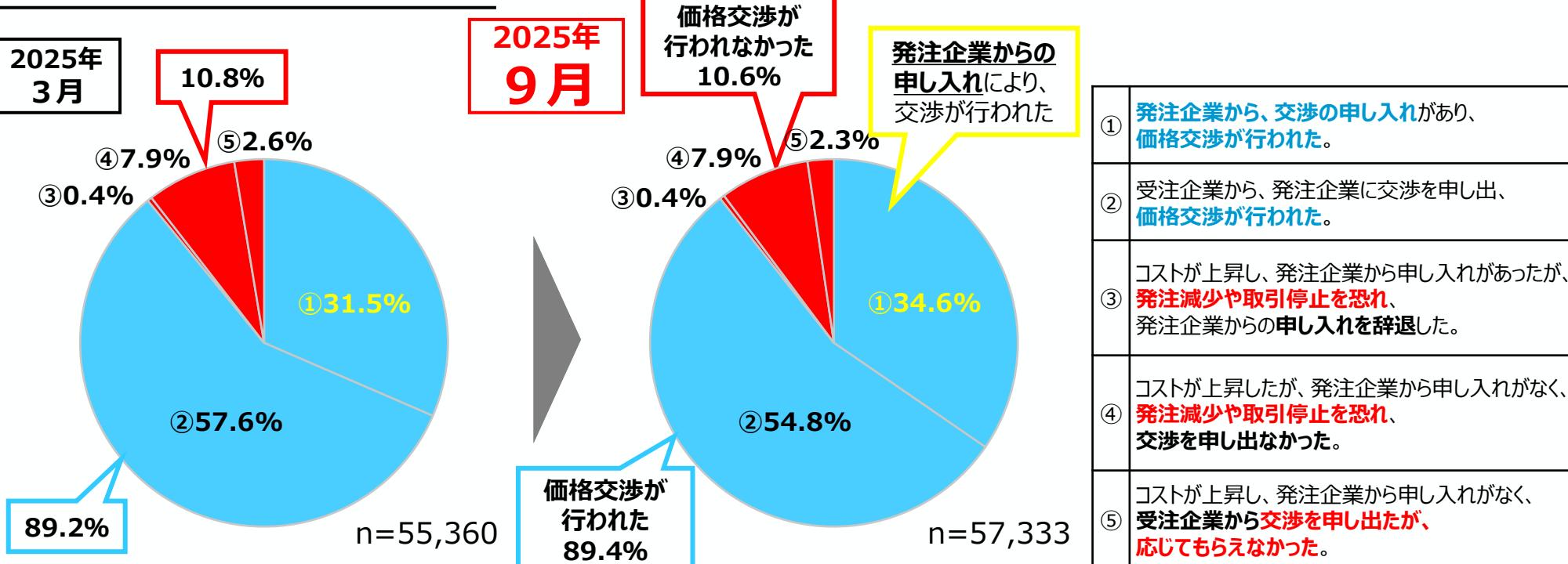
○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の34.6%。
 - 「価格交渉が行われた」割合（①②）は全体の89.4%。
 - 「価格交渉が行われなかつた」割合（③④⑤）はほぼ横ばいの状況（前回10.8%→10.6%）。
- 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況

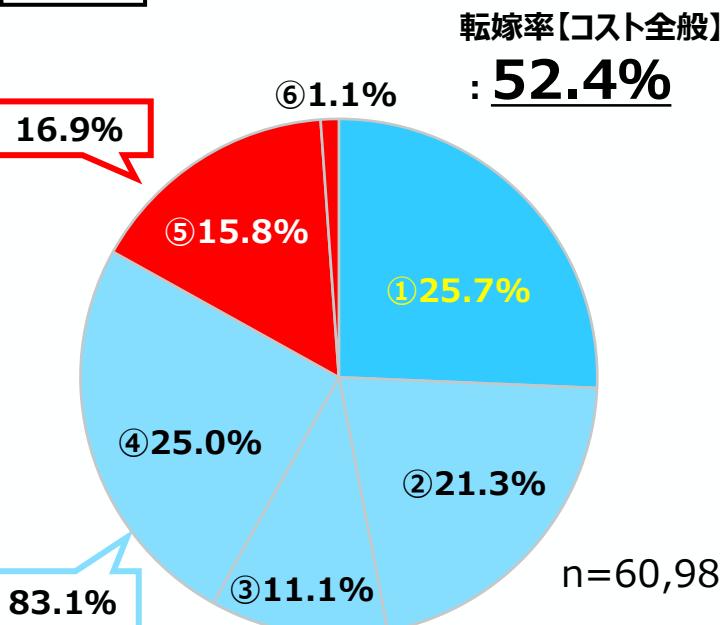


価格転嫁の状況①【コスト全般】

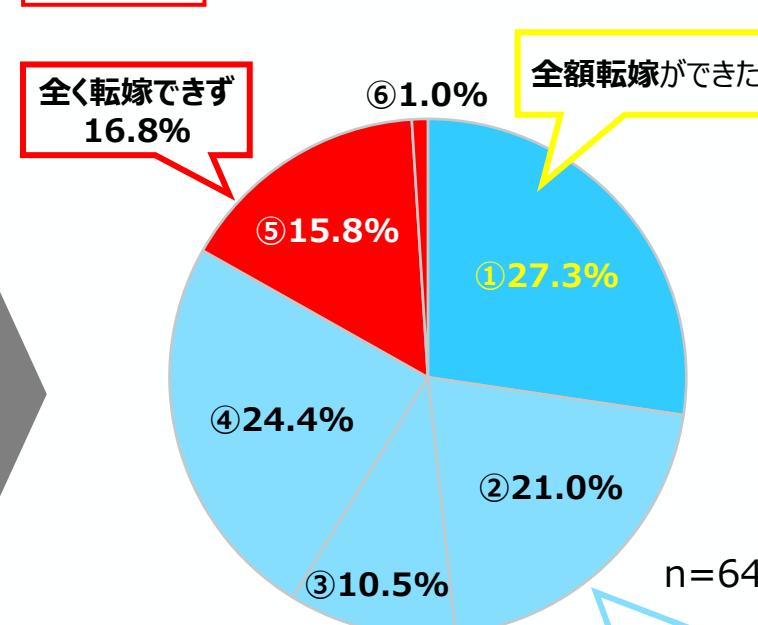
- コスト全体の価格転嫁率は53.5%。今年3月時点より約1ポイント増加（前回52.4%→53.5%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、8割超。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.9%→16.8%）。
 - 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

3月



9月



※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

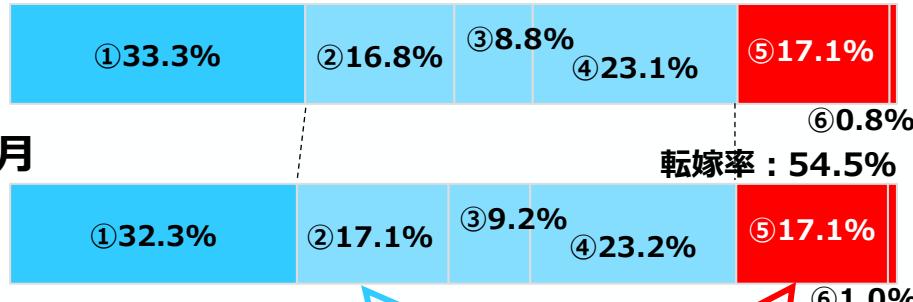
価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- 労務費の転嫁率は、はじめて5割に到達したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。
- エネルギー費の転嫁率は、前回から上昇したものの、要素別では最も低い水準となっている。
➢ 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

原材料費

9月

転嫁率 : 55.0%



3月

転嫁率 : 54.5%



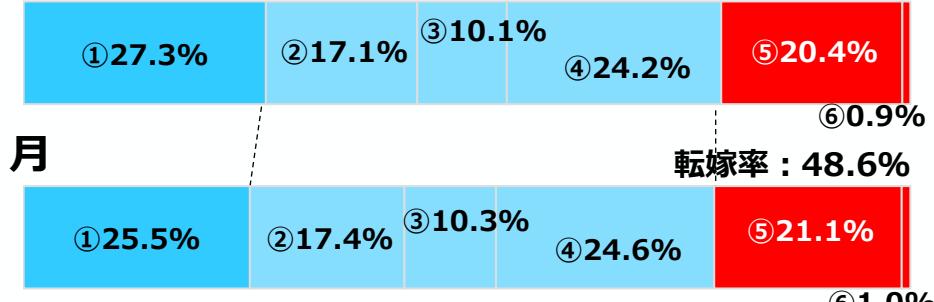
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

労務費

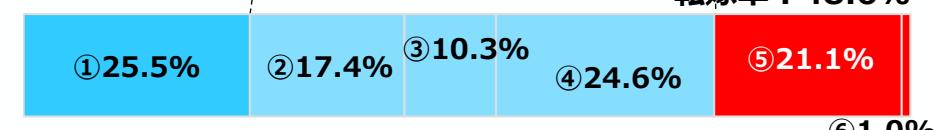
9月

転嫁率 : 50.0%



3月

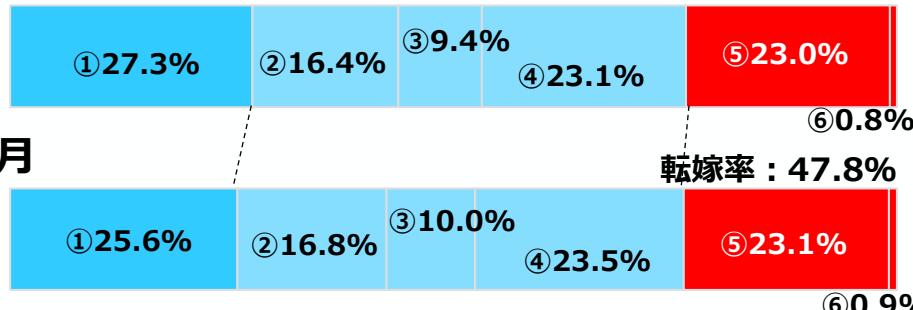
転嫁率 : 48.6%



エネルギー費

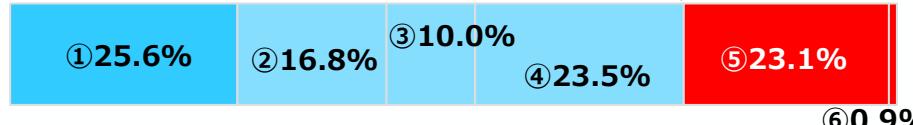
9月

転嫁率 : 48.9%



3月

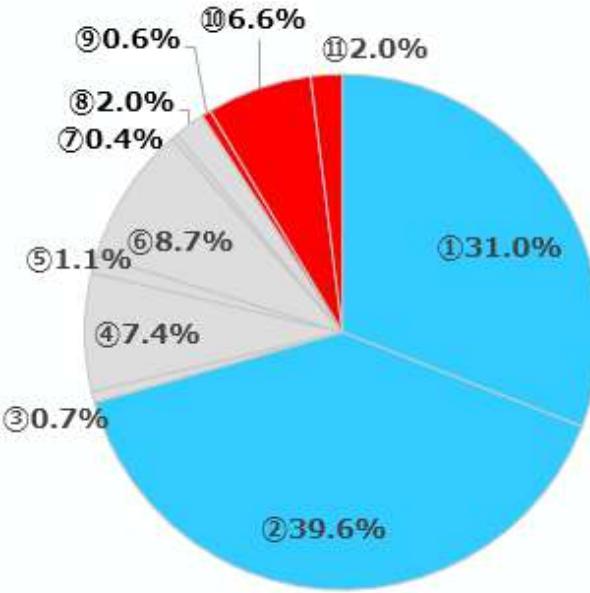
転嫁率 : 47.8%



- | | | |
|------------|------------|------------|
| ① 10割 | ② 9割、8割、7割 | ③ 6割、5割、4割 |
| ④ 3割、2割、1割 | ⑤ 0割 | ⑥ マイナス |

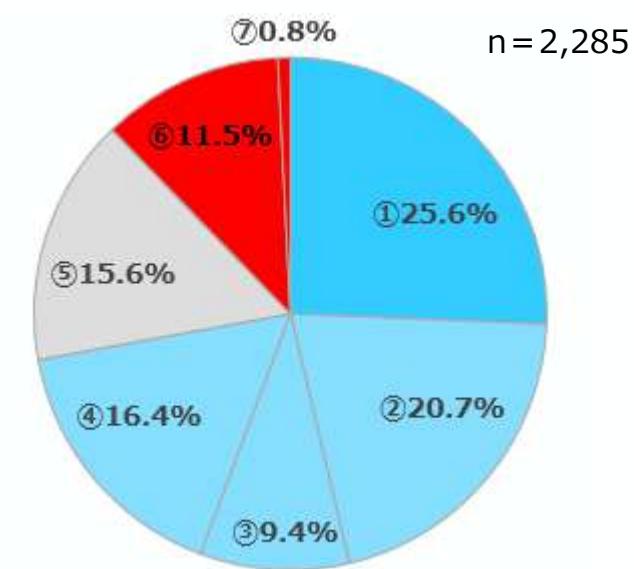
※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

直近6か月間における価格交渉の状況



① 発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
② 受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③ コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④ コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑤ コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥ コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑦ 支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧ 支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑨ コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑩ コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑪ コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえないかった。

直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】



■ ①10割 ■ ②9割、8割、7割 ■ ③6割、5割、4割
 ■ ④3割、2割、1割 ■ ⑤価格転嫁不要 ■ ⑥0割
 ■ ⑦マイナス

転嫁率 : **58.9%**

アンケート回答企業からの具体的な声

- 最低賃金上昇やコスト増に応じて単価を引き上げ、補填も行うなど柔軟な対応をしている。
- 業界課題に配慮し、双方の利益を重視した交渉を継続しており、信頼できる取引関係を築いている。
- ▲価格改定が認められず工場閉鎖や移管負担が増加し、未集金額も膨らみ経営が逼迫している。
- ▲コスト転嫁が不十分で交渉遅延、不当な負担や契約外の要求が続き、取引の公平性を欠いている。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

価格交渉の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

- 交渉に応じている業種と応じていない業種の差が拡大。交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向にある。

順位	業種	交渉平均点
1	全体	↑ 7.30 (7.18)
1位	建設	↑ 7.96 (7.65)
2位	化学	↑ 7.94 (7.52)
3位	造船	↑ 7.58 (7.46)
4位	電気・ガス・熱供給・水道	↓ 7.55 (7.67)
5位	情報サービス・ソフトウェア	↓ 7.39 (7.40)
6位	自動車・自動車部品	↑ 7.29 (7.05)
7位	卸売	↓ 7.28 (7.36)
8位	不動産業・物品賃貸	↑↑ 7.26 (6.60)
8位	電機・情報通信機器	↓ 7.26 (7.38)
10位	製薬	↓↓↓ 7.22 (8.40)
11位	食品製造業	↓ 7.14 (7.19)
12位	農業・林業	↑ 7.13 (7.01)
12位	機械製造業	↑ 7.13 (6.86)
14位	通信	↑↑ 7.11 (6.36)
15位	飲食サービス	↓↓ 7.09 (7.67)
16位	広告	↓ 7.07 (7.13)
17位	金属	↑↑ 7.05 (6.44)
17位	小売	↓ 7.05 (7.27)
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↓↓ 6.98 (7.54)
20位	金融・保険	↑ 6.95 (6.86)
21位	放送コンテンツ	↓ 6.77 (6.84)
22位	鉱業・採石・砂利採取	↓↓ 6.67 (7.39)
23位	紙・紙加工	↓ 6.57 (6.97)
24位	印刷	↑ 6.48 (6.30)
25位	生活関連サービス	↓ 6.42 (6.54)
26位	繊維	↑ 6.38 (6.19)
27位	石油製品・石炭製品製造	↑ 6.35 (6.02)
28位	建材・住宅設備	↓ 6.27 (6.31)
29位	廃棄物処理	↓ 5.90 (6.15)
30位	トラック運送	↓↓ 5.60 (6.21)
-	その他	-

※ () 内は2025年3月の平均点を示す。3月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
↑ : 0.1~0.4ポイント 上昇、↑↑ : 0.5~0.9ポイント 上昇、↑↑↑ : 1.0ポイント以上 上昇

※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
(例) 家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが あった	-	10点
	申し入れが なかった	-	8点
行われ なかつた	申し入れが あった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ 、辞退したため	5点
行われ なかつた	申し入れが なかつた	コストが上昇せず、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつたため	対象外
		コストが上昇したが、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつたため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかつたため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ 、交渉を申し出なかつたため	-5点
		コストが上昇し、 交渉を申し出たが、応じてもらえなかつた ため	-10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、転嫁率が数ポイントずつ上昇し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、放送コンテンツ業、農業・林業などは、今年3月時点から転嫁率が悪化する結果となった。

2025年9月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料費	エネルギー費	労務費
業種別	全体	↑ 53.5% (52.4%)	↑ 55.0% (54.5%)	↑ 48.9% (47.8%)	↑ 50.0% (48.6%)
	1位 化学	↑ 66.7% (64.8%)	↑ 69.6% (69.3%)	↑ 62.5% (62.4%)	↓ 60.6% (61.3%)
	2位 電機・情報通信機器	↑ 60.6% (58.4%)	↑ 64.5% (62.8%)	↑ 54.9% (52.7%)	↑ 56.0% (53.3%)
	3位 機械製造業	↑ 59.4% (56.2%)	↑ 64.8% (63.3%)	↑ 55.2% (52.2%)	↑ 54.5% (50.6%)
	3位 造船	↑ 59.4% (57.6%)	↑ 63.9% (60.2%)	↓ 55.1% (57.9%)	↑ 54.1% (51.0%)
	5位 食品製造業	↓ 59.3% (60.3%)	↓ 60.2% (62.7%)	↑ 53.1% (52.2%)	↑ 53.2% (51.7%)
	6位 自動車・自動車部品	↑ 58.9% (56.6%)	↑ 64.9% (63.7%)	↑ 56.0% (55.0%)	↑ 56.1% (53.4%)
	7位 飲食サービス	↓ 57.2% (57.3%)	↑ 60.7% (58.4%)	↑ 48.4% (48.2%)	↑ 48.5% (46.1%)
	8位 金融・保険	↑↑ 56.2% (51.1%)	↑↑ 58.6% (50.5%)	↑↑ 54.0% (45.6%)	↑↑ 56.0% (47.7%)
	9位 金属	↑ 54.2% (50.9%)	↑ 58.5% (56.4%)	↑ 49.4% (47.5%)	↑ 48.9% (46.3%)
	10位 卸売	↓ 54.1% (54.4%)	↓ 55.7% (56.5%)	↑ 49.4% (48.1%)	↑ 48.6% (47.4%)
	11位 小売	↑ 54.0% (52.5%)	↑ 55.7% (53.4%)	↑ 48.3% (46.8%)	↑ 48.0% (46.3%)
	12位 建設	↑ 53.2% (52.6%)	↑ 53.9% (53.7%)	↑ 49.8% (48.2%)	↑ 51.6% (50.4%)
	13位 鉱業・採石・砂利採取	↑ 52.9% (52.2%)	↓ 52.2% (53.5%)	↓ 48.6% (51.0%)	↓ 47.7% (49.5%)
	14位 電気・ガス・熱供給・水道	↓ 52.7% (53.6%)	↓ 53.2% (55.2%)	↓ 49.3% (50.1%)	↓ 50.5% (51.8%)
	15位 運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 52.4% (51.5%)	↓ 49.9% (50.6%)	↓ 45.8% (48.1%)	↓ 48.9% (49.3%)
	16位 不動産業・物品賃貸	↑ 51.7% (48.5%)	↑ 51.3% (49.0%)	↑ 47.2% (46.0%)	↑ 48.3% (47.0%)
	17位 情報サービス・ソフトウェア	↓ 50.9% (54.3%)	↓ 46.1% (50.5%)	↓ 43.2% (46.0%)	↓ 51.3% (53.6%)
	18位 石油製品・石炭製品製造	↑ 50.0% (46.0%)	↓ 55.6% (55.6%)	↑ 44.9% (42.4%)	↑ 44.6% (41.2%)
	18位 紙・紙加工	↓ 50.0% (51.4%)	↑ 53.2% (52.5%)	↓ 45.5% (46.8%)	↓ 44.7% (46.7%)
	20位 印刷	↑ 49.9% (47.7%)	↑ 49.8% (48.9%)	↑ 42.7% (41.3%)	↑ 44.0% (39.6%)
	21位 生活関連サービス	↓ 48.9% (50.2%)	↑ 49.8% (48.9%)	↓ 42.3% (44.5%)	↑ 44.2% (43.4%)
	22位 繊維	↑ 48.1% (47.5%)	↑ 51.6% (49.1%)	↑ 44.6% (41.6%)	↑ 44.8% (41.7%)
	23位 建材・住宅設備	↑ 47.2% (46.6%)	↑ 48.9% (48.3%)	↓ 40.9% (41.3%)	↑ 41.6% (39.5%)
	24位 製薬	↓↓↓ 46.7% (64.1%)	↓↓↓ 50.8% (68.7%)	↓↓↓ 46.0% (56.6%)	↓↓↓ 42.6% (61.7%)
	25位 通信	↑↑ 46.6% (37.7%)	↑↑ 46.6% (37.2%)	↑↑ 43.4% (34.1%)	↑↑ 45.9% (37.3%)
	26位 広告	↑ 43.4% (38.7%)	↓ 43.6% (48.4%)	↓ 33.5% (37.8%)	↑ 42.8% (36.3%)
	27位 農業・林業	↓ 42.3% (45.0%)	↓ 41.9% (44.6%)	↓ 38.7% (41.3%)	↓ 38.1% (38.9%)
	28位 廃棄物処理	↑ 41.1% (39.3%)	↑ 38.0% (37.2%)	↑ 36.0% (34.4%)	↓ 34.9% (35.3%)
	29位 放送コンテンツ	↓ 40.1% (43.2%)	↓ 41.6% (44.6%)	↓ 34.2% (36.0%)	↓ 37.7% (41.7%)
	30位 トラック運送	↓ 34.7% (36.1%)	↓ 31.3% (32.1%)	↓ 30.4% (33.1%)	↓ 31.0% (32.8%)
	その他	-	-	-	-

※2025年3月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑ : 1~4ポイント 上昇、 ↑↑ : 5~9ポイント 上昇、 ↑↑↑ : 10ポイント以上 上昇

※ () 内は前回の転嫁率を示す。

発注者リストの公表（2026年1月23日）

- フォローアップ調査において、10社以上の受注側企業から回答があった発注者について、回答（10点満点）の平均点を4区分に分類・整理し、リスト形式で掲載。

発注者リスト（冒頭部分抜粋）

法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況	④支払条件の回答状況
1010001000006	五洋建設（株）	36	ア	イ	ア
1010001001805	鹿島道路（株）	21	ア	イ	イ
1010001008668	JFEスチール（株）	27	ア	イ	ア
1010001008742	ピーエス・コンストラクション（株）	13	ア	ア	イ
1010001008825	東京電力ホールディングス（株）	11	ア	イ	ア
1010001009823	アース環境サービス（株）	16	イ	ウ	ア
1010001025515	NX商事（株）	19	イ	イ	ア
1010001034730	（株）内田洋行	12	ア	ア	イ
1010001051916	東洋熱工業（株）	10	イ	ア	ア
1010001067912	（株）NTTドコモ	12	ア	イ	ア
1010001069520	（株）IDOM	10	ア	ウ	ア
1010001074355	王子マテリア（株）	11	ア	イ	ア
1010001088181	（株）セブン-イレブン・ジャパン	14	ア	ア	ア
1010001092605	ヤマト運輸（株）	99	ア	ウ	ア
1010001098619	日鉄物流（株）	18	ア	イ	ア
1010001112577	日本郵便（株）	22	ウ	イ	ア
1010401004837	NOK（株）	11	イ	ア	ア
1010401010455	（株）小松製作所	36	ア	イ	ア
1010401013565	清水建設（株）	113	ア	イ	イ
1010401015438	世紀東急工業（株）	15	ア	ア	イ
1010401016618	大東建託パートナーズ（株）	16	イ	ウ	ア
1010401029009	美和ロック（株）	13	イ	イ	ウ
1010401041839	（株）TMEIC	16	ア	ア	ア
1010601006939	（株）吉野工業所	12	ア	ウ	ア
1010701000899	いすゞ自動車販売（株）	12	ア	イ	ア
1010701008901	（株）フォーカスシステムズ	10	イ	イ	ア
1010701025541	（株）日本アクセス	27	ア	イ	ア
1010801001748	（株）荏原製作所	26	ア	ア	ア
1010901011705	三菱電機システムサービス（株）	13	ア	イ	ア
1011001006587	共立建設（株）	10	ア	イ	ア
1011201009704	住友林業緑化（株）	12	ア	イ	ア
1012401010815	（株）飯田産業	14	イ	イ	エ
1020001071491	富士通（株）	79	ア	イ	ア
1120001036880	レンゴー（株）	24	ア	イ	ア
1120001037978	（株）クボタ	82	ア	ア	ア

＜企業リスト＞

- 公表対象企業は過去最大の522社に増加、うち初掲載が195社。
- 価格交渉・転嫁、支払条件のいずれも最高評価「ア」を受けた企業は66社。

＜官公需リスト＞

- 官公需における公表対象機関は過去最大の89機関に増加。
- 交渉・転嫁について、約8割の機関で「イ」以上となったものの、今回初めて、最低評価「エ」を含む機関がみられる結果となった。

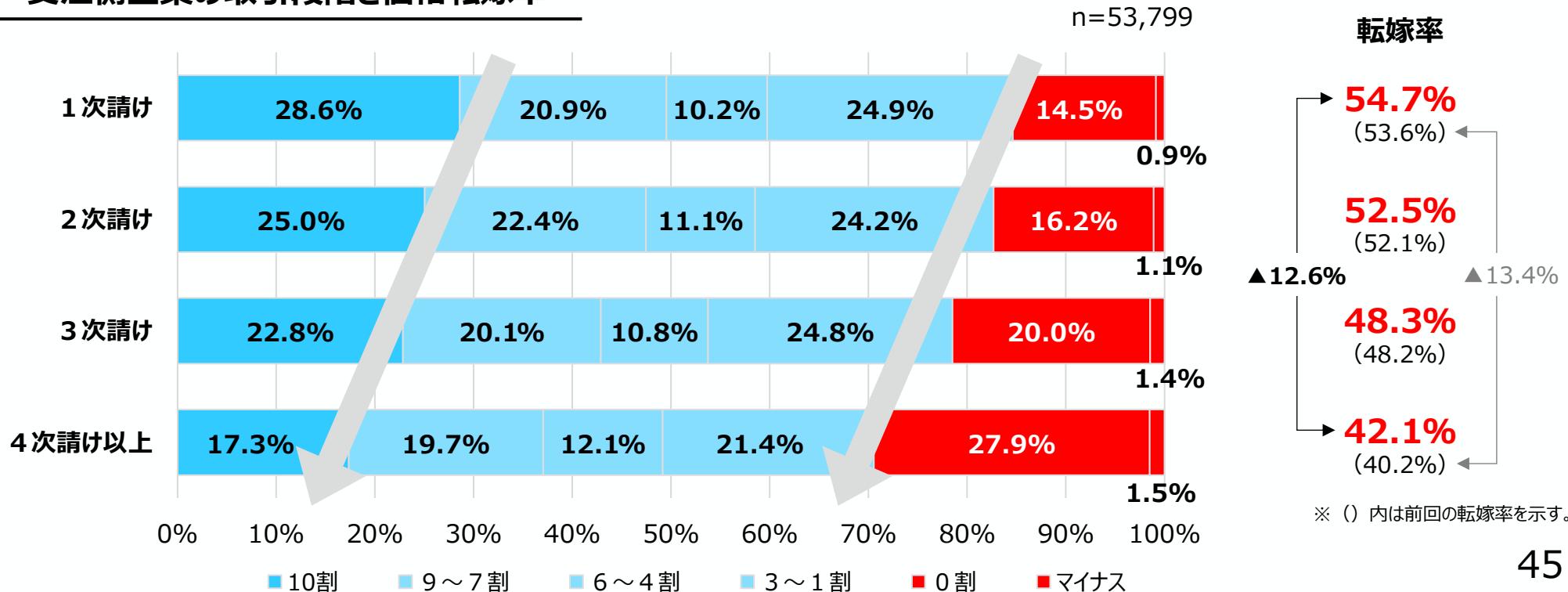
ア	平均値が7点以上
イ	平均値が7点未満、4点以上
ウ	平均値が4点未満、0点以上
エ	平均値が0点未満

サプライチェーンの各段階 (※) における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

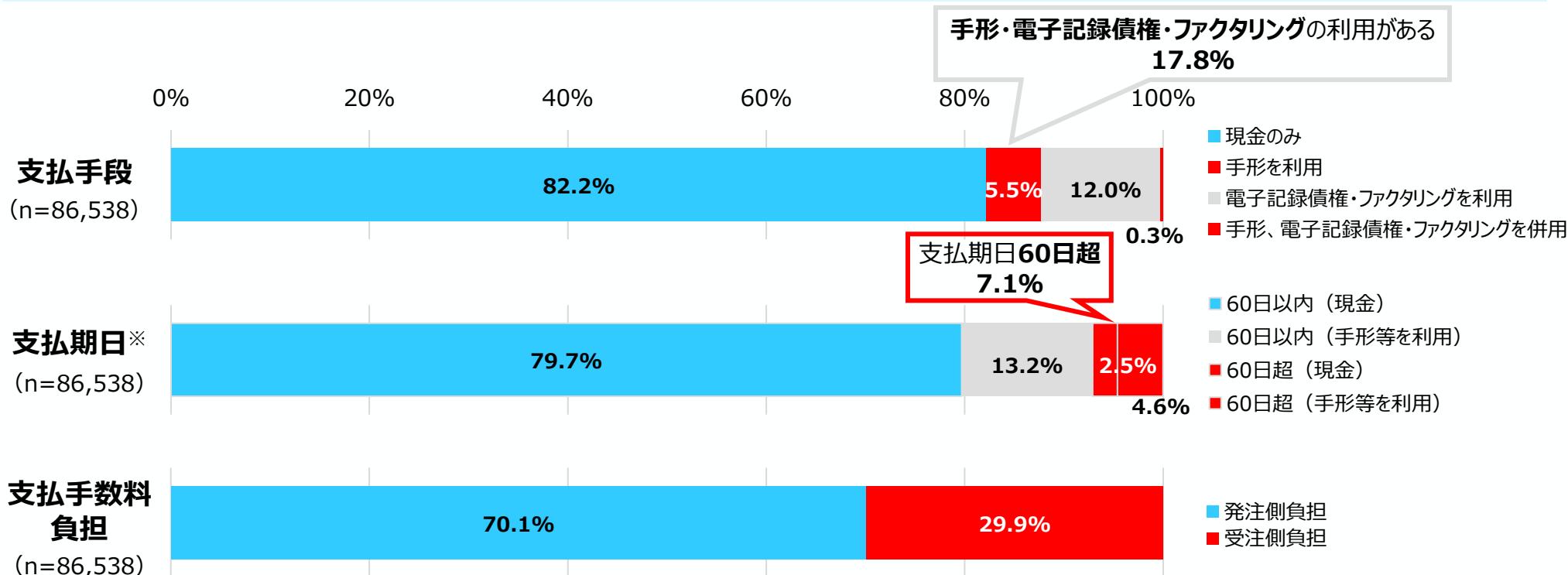
- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超 (54.7%)に対し、4次請け以上の企業は4割程度 (42.1%)。
- いずれの段階においても、前回と比較して転嫁率は上昇傾向にあり、1次請けの企業と4次請け以上の企業の転嫁率の差は僅かに縮小している。
- 一方、引き続き、受注側企業の取引段階が深くなるにつれて価格転嫁率が低くなる傾向がみられ、特に、4次請け以上の階層においては、「全く転嫁できなかった」又は「減額された」企業は、3割 (29.5%)に上る。
➢ 引き続き、取引階層の深い段階への価格転嫁の浸透が課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率



取引代金の支払条件の状況

- 取引代金の支払について、「全額現金により支払われる」割合は、**約8割**（前回81.8%→**82.2%**）。
(残りの約2割は、支払の一部又は全部で、手形や電子記録債権・ファクタリングの利用があると回答)
- 支払期日**（支払までの期間）が、**60日を超過**している割合が全体の**7.1%**。
- 支払手数料**の負担について、「受注側企業が負担している」割合は、**約3割**（前回33.4%→**29.9%**）残存。



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲下請法の対象外取引であることを理由に、**手形サイトの短縮に応じてもらえなかつた**。
- ▲何の取り決めもなく、**振込手数料を自社が負担**している。発注側負担を度々依頼しているものの、一方的に断られている。

各業界団体による自主行動計画の改定状況

- 令和7年12月時点で、**31業種88団体**が取引適正化に関する自主行動計画を策定。各団体において、法改正を踏まえた改定作業を順次進めている。既に**改定済みの団体は11団体**。また、改定の**目途がたっているのは41団体**。**改定の予定はあるものの、時期が未定であるのは28団体**。改定の予定がない、あるいは回答が得られていないのは**8団体**。

改定済みの団体一覧（製造業関係抜粋）

日本鉄道車両工業会
(令和7年11月22日)

日本自動車工業会（令和7年12月）

日本自動車部品工業会
(令和7年12月)

改定予定（※改定時期未定）の団体一覧（製造業関係抜粋）

日本鉄鋼連盟
日本伸銅協会
日本電線工業会
日本建設機械工業会
日本防衛装備工業会

改定予定なし/回答なしの団体一覧（製造業関係抜粋）

日本アルミニウム協会
日本半導体製造装置協会

改定予定（※改定時期目途あり）の団体一覧（製造業関係抜粋）

日本産業機械工業会
(令和8年1月予定)
日本分析機器工業会
(令和8年1月予定)
日本電機工業会（令和8年1月予定）
日本航空宇宙工業会
(令和8年1月予定)
日本造船工業会（令和8年2月予定）
日本中小型造船工業会
(令和8年2月予定)
カメラ映像機器工業会
(令和8年2月予定)
日本金属熱処理工業会
(令和8年3月まで)
日本鍛造協会（令和8年3月まで）
日本铸造協会（令和8年3月まで）
日本金属プレス工業協会
(令和8年3月まで)
日本バルブ工業会（令和8年3月まで）

日本ダイカスト協会（令和8年3月まで）
日本粉末冶金工業会（令和8年3月まで）
日本鍛錬鋼会（令和8年3月まで）
日本金型工業会（令和8年3月まで）
日本ガス石油機器工業会
(令和8年3月まで)
日本鍛圧機械工業会（令和8年3月まで）
日本工業炉協会（令和8年3月まで）
日本ロボット工業会（令和8年3月予定）
日本計量機器工業連合会
(令和8年3月予定)
日本プラスチック工業連盟
(令和8年4月まで)
日本化学工業協会（令和8年4月まで）
塩ビ工業・環境協会（令和8年4月まで）
化成品工業協会（令和8年4月まで）
石油化学工業協会（令和8年4月まで）
日本ゴム工業会（令和8年4月まで）
日本工作機械工業会（令和8年4月予定）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について

改正の きっかけ

- ✓ 令和7年5月の下請法改正（法律名も「取適法」に変更。令和8年1月施行。）により、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止されることから、同改正に対応する必要がある。
- ✓ 指針策定以降に公正取引委員会が実施した令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、事業者にとって参考となる事例（グッドプラクティス）を追記する必要がある。

改正のポイント

- 下請法改正（取適法施行）を踏まえ、「発注者としての行動②」等において、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記。
- 令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、下記のような業種において価格転嫁の取組がより一段進むよう、当該業界における先進的な取組（グッドプラクティス）を追加
 - 注意喚起文書の送付件数が多い業種（例：情報サービス業、総合工事業）
 - 受注者が価格転嫁を要請した割合が低い業種（例：放送業）
 - 受注者が価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた割合が低い業種（例：道路貨物運送業）
 - 取引段階が深くなるほど価格転嫁が十分に進んでいない各種製造業（例：はん用機械器具製造業）
- 指針策定時固有の記載（指針策定当時の取引環境等に関する記載）の見直し
- 下請法改正に伴う所要の修正（例：「下請」の用語の修正等）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処していく**。

また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）③

追加した主な取組事例

★発注者として採るべき行動／求められる行動

① 経営トップの関与

- ・パートナーシップ構築宣言を、労務費転嫁指針を踏まえた内容に改定するとともに、その内容を全受注者に一斉に通知した。【はん用機械器具製造業】

② 定期的な協議の実施

- ・毎年4月及び5月を、価格転嫁交渉を集中的に実施する月間と定め、価格転嫁交渉を網羅的に一斉に実施することとしている。当該月間を設定する以前は、各受注者との契約書上、契約の自動更新条項が設定されていたが、契約更新時に業務委託先との価格転嫁に係る協議を徹底するため、この条項は設定しないこととした。【放送業】

③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること

- ・転嫁を要請された労務費の上昇分について、公的指標に照らして要請額が低いと思われる事業者については、公的指標に基づく労務費上昇分まで転嫁を受け入れている。【生産用機械器具製造業】

④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

- ・受注者に工事全体の施工業者を確認できる資料を提出してもらい、受注者の取引先を業務ごとに把握している。さらに、受注者からその取引先への価格転嫁の状況についても確認しており、サプライチェーン全体で価格転嫁がなされるよう配慮している。【総合工事業】
- ・受注者だけでなく、その先の取引先についても、コストに影響するドライバー数等の実態を把握している。受注者に対しては、取引価格に、その先の取引先の値上げ分が含まれているかを確認した上で、要請額が妥当と判断すれば、当該値上げ分を含めた取引価格を受け入れている。【道路貨物運送業】

⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと

- ・受注者から、制作の過程で、当初予定から委託作業工数が増える場合や、作業難度が高くなることによる取引価格の引上げ要請があれば、必ず速やかに受注者と協議の場を持つこととしている。【情報サービス業】

⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

- ・協議用のフォーマットをあらかじめ受注者と共有しており、受注者が労務費転嫁を言い出しにくい場合は、この用紙に記載して提示してもらうこととしている。【映像・音声・文字情報制作業】

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）④

取引先と価格交渉を行うための準備として価格転嫁ツールを積極的に活用することが有効(以下は埼玉県の「価格交渉支援ツール」の例)

- 価格交渉のエビデンス資料を簡単に作成できるツールを開発(令和5年2月)
 - 日銀や厚生労働省のデータを基にしているため、全国で利用可能(34道府県から埼玉県ウェブサイトにリンク)
 - 令和7年2月に労務費データを追加する等、随時機能を更新

食料品製造業

令和7年12月 現在

彩の国
埼玉県

主要原材料費等の推移

- ✓ 本資料は、国の公式データ（日銀の企業物価指数等）を基に、埼玉県が主要原材料費等の推移をグラフにまとめたものです
- ✓ 価格交渉の際のエビデンス資料として御利用ください

令和2年1月 からの増減

米 134.8 % u p
IN NAME?

月	指数
2020.1	100.7
2020.2	101.3
2020.3	102.5
2020.4	102.9
2020.5	103.1
2020.6	103.1
2020.7	103.7
2020.8	103.7
2020.9	103.7
2020.10	103.7
2020.11	103.7
2020.12	103.7
2021.1	103.7
2021.2	103.7
2021.3	103.7
2021.4	103.7
2021.5	103.7
2021.6	103.7
2021.7	103.7
2021.8	103.7
2021.9	103.7
2021.10	103.7
2021.11	103.7
2021.12	103.7
2022.1	103.7
2022.2	103.7
2022.3	103.7
2022.4	103.7
2022.5	103.7
2022.6	103.7
2022.7	103.7
2022.8	103.7
2022.9	103.7
2022.10	103.7
2022.11	103.7
2022.12	103.7
2023.1	103.7
2023.2	103.7
2023.3	103.7
2023.4	103.7
2023.5	103.7
2023.6	103.7
2023.7	103.7
2023.8	103.7
2023.9	103.7
2023.10	103.7
2023.11	103.7
2023.12	103.7
2024.1	134.8

砂糖 37.0 % u p
IN NAME?

月	指数
2020.1	103.9
2020.2	103.9
2020.3	103.9
2020.4	103.9
2020.5	103.9
2020.6	103.9
2020.7	103.9
2020.8	103.9
2020.9	103.9
2020.10	103.9
2020.11	103.9
2020.12	103.9
2021.1	103.9
2021.2	103.9
2021.3	103.9
2021.4	103.9
2021.5	103.9
2021.6	103.9
2021.7	103.9
2021.8	103.9
2021.9	103.9
2021.10	103.9
2021.11	103.9
2021.12	103.9
2022.1	103.9
2022.2	103.9
2022.3	103.9
2022.4	103.9
2022.5	103.9
2022.6	103.9
2022.7	103.9
2022.8	103.9
2022.9	103.9
2022.10	103.9
2022.11	103.9
2022.12	103.9
2023.1	103.9
2023.2	103.9
2023.3	103.9
2023.4	103.9
2023.5	103.9
2023.6	103.9
2023.7	103.9
2023.8	103.9
2023.9	103.9
2023.10	103.9
2023.11	103.9
2023.12	103.9
2024.1	134.8

動植物油脂 45.5 % u p
IN NAME?

月	指数
2020.1	102.1
2020.2	102.5
2020.3	102.9
2020.4	103.1
2020.5	103.1
2020.6	103.5
2020.7	103.5
2020.8	103.5
2020.9	103.5
2020.10	103.5
2020.11	103.5
2020.12	103.5
2021.1	103.5
2021.2	103.5
2021.3	103.5
2021.4	103.5
2021.5	103.5
2021.6	103.5
2021.7	103.5
2021.8	103.5
2021.9	103.5
2021.10	103.5
2021.11	103.5
2021.12	103.5
2022.1	103.5
2022.2	103.5
2022.3	103.5
2022.4	103.5
2022.5	103.5
2022.6	103.5
2022.7	103.5
2022.8	103.5
2022.9	103.5
2022.10	103.5
2022.11	103.5
2022.12	103.5
2023.1	103.5
2023.2	103.5
2023.3	103.5
2023.4	103.5
2023.5	103.5
2023.6	103.5
2023.7	103.5
2023.8	103.5
2023.9	103.5
2023.10	103.5
2023.11	103.5
2023.12	103.5
2024.1	147.9

調味料 19.3 % u p
IN NAME?

月	指数
2020.1	102.1
2020.2	102.1
2020.3	102.1
2020.4	102.1
2020.5	102.1
2020.6	102.1
2020.7	102.1
2020.8	102.1
2020.9	102.1
2020.10	102.1
2020.11	102.1
2020.12	102.1
2021.1	102.1
2021.2	102.1
2021.3	102.1
2021.4	102.1
2021.5	102.1
2021.6	102.1
2021.7	102.1
2021.8	102.1
2021.9	102.1
2021.10	102.1
2021.11	102.1
2021.12	102.1
2022.1	102.1
2022.2	102.1
2022.3	102.1
2022.4	102.1
2022.5	102.1
2022.6	102.1
2022.7	102.1
2022.8	102.1
2022.9	102.1
2022.10	102.1
2022.11	102.1
2022.12	102.1
2023.1	102.1
2023.2	102.1
2023.3	102.1
2023.4	102.1
2023.5	102.1
2023.6	102.1
2023.7	102.1
2023.8	102.1
2023.9	102.1
2023.10	102.1
2023.11	102.1
2023.12	102.1
2024.1	147.9

基本設定

基本情報を選択してください

期間指定 (開始期間)

令和2年(2020)1月

ダウンロード

参考集団

お使いのツク

建設業 建設・衣料等卸売業

食料品製造業 飲食料品卸売業

織維工業 建築材料等卸売業※2

印刷・簡便通販 機械器具卸売業

プラスチック製品製造※1 飲食店

金属製品製造業 旅館業処理業

生産用機械器具製造業 不動産業販売業・管理業

輸送用機械器具製造業 物品販賣業

道路貨物運送業 旅館・宿泊業

※1 「プラスチック製品製造」は「プラスチック製品製造業」を指す

※2 「建築材料等卸売業」が建築材料・地物・土木用材料等卸売業を指す

注記

参考集団とは、工場内において事業所数が上位の業種で、公正取引委員会・中小企業庁が「価格競争における競争分析報告書(令和4年5月)」等を参考に抽出。

業種名(最大10文字)

自由入力

食料品卸売業

グラフ表示

グラフ表示

グラフ1

グラフ2

グラフ3

グラフ4

グラフ5

グラフ6

グラフ7

グラフ8

グラフ9

グラフ10

△

グラフ1は「販売分析」シートで詳細な分析ができます。
グラフ1の項目を入れ替えた場合は、「詳細設定」シートで変更ができます。

★印刷をしたい場合

プレビューを確認し、チラシ下部が一部切れてしまう場合は、「ページ設定」→「拡大/縮小」で縮小して調整してください

★品目を入れ替えたい場合

品目を調整する場合は、「詳細設定」シートを選

価格交渉の申込み様式（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

（発注者） 御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）
(例)

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成。
<記載上の留意事項>
労務費においては、自社だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

	単価	数量	金額	(備考) 旧単価（円）/ 単価上昇率（%）
材料・品番				
...				
小計	円			

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）
(例)

	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	(備考) 単価上昇率（%）
電気代					
...					
小計	円				

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）
(例 1)

改定前の 労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額
円	円	%	円

(例 2)

現在の労務費単価 円/人・日	人数 人・日	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額 円
		%	円
小計	円		

4 その他
(例) 設備償却費、保管料、輸送費、外注費（※仕入れ先の労務費等も含む）等
小計 円

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ENGLISH サイト内検索

ホーム 公正取引委員会について 報道発表 広報活動 独占禁止法 下請法（取締法） フリーランス法 スマホソフトウェア CPRC 競争促進法（競争政策研究センター） 相談・申告・情報提供・手続等窓口

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る取組

持続的な構造的見上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。その取引環境の整備の一環として、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁指針）を策定しています。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（本文）
- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（PDF） (787 KB)
- 別添（価格交渉の申込み様式（例）） (27 KB) 
- 説明資料 (725 KB)
- （令和5年11月29日）「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に関する動画





https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenka.html

賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ

- 中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた価格転嫁・取引適正化や省力化・生産性向上を、各省庁・所管業界において進めるため、佐藤官房副長官がトップの関係局長等によるワーキンググループを開催。

概要

- 開催日時：2025年12月22日（月）16:30～17:00
 - 開催場所：首相官邸2階小ホール
 - 出席者：内閣官房副長官（参）、内閣官房副長官補（内政）、成長戦略本部事務局長代理、中小企業庁長官、公正取引委員会経済取引局長、財務省主計局次長、総務省自治行政局長及び各省庁の事業所管担当局長。
- ※本WGは、「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」を改組し、「省力化投資プランの策定と実行のための関係府省庁連絡会議」及び「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」の議論を引き継ぐ形で設置。

内容

- 各省庁・各業界の価格転嫁・取引適正化の取組の進捗報告
- 下請法の執行状況、取適法の執行準備状況の報告
- 労務費転嫁指針の改正
- 官公需における価格転嫁の取組徹底
- 省力化投資促進プランの対象業種への警備業の追加



佐藤官房副長官より、各省庁に対して、所管業界や官公需における価格転嫁・取引適正化の更なる推進とフォローアップを行うこと、省力化投資の着実な実行等について指示。また、こうした一連の取組については、1月・2月を中心に、全ての都道府県で開催予定の「地方版政労使会議」で周知徹底を図るよう指示。

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（1／2）

I. 価格転嫁・取引適正化

1. 各事業所管省庁から業界団体への要請

- これまでに要請した事項の取組状況をフォローアップすること。特に、価格転嫁を阻害する商習慣として取り組むべき課題を洗い出し、その対応を含め、自主行動計画に反映すること。
- 自主行動計画について、取適法・振興法を踏まえた改定が未実施な場合には、速やかに改定するとともに、パートナーシップ構築宣言を行う旨盛り込むこと。
- 特に、価格転嫁の状況が芳しくない、トラック運送、通信、広告、農業・林業、廃棄物処理、放送コンテンツ等においては、転嫁状況の改善に向けて、強力に指導すること。
- 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接経費についても、契約の適正化を進め、価格転嫁の対象とすることを検討すること。
- 改正された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。



各省庁に指示する佐藤内閣官房副長官
(写真中央)

2. 各事業所管省庁における取組

- 来年1月1日に施行される中小受託取引適正化法（取適法）及び受託中小企業振興法（振興法）について、引き続き所管業界へ周知徹底を行うとともに、省庁間連携による執行強化のため必要な体制を整備すること。
- 米国関税や経済動向の変化に伴い、サプライチェーン全体での取引適正化の取組が阻害されることがないよう、所管業界の取引実態を注視すること。
- 取適法の勧告を受けた事業者に対する、補助金交付や入札参加資格停止措置の検討を引き続き進めること。

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（2／2）

II. 官公需における価格転嫁・取引適正化

- ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大、低入札価格調査基準の見直し、期中改定等の徹底、本府省庁等から地方支分部局等への支援など、各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた申合せを踏まえ、実施を徹底するとともに、総務省を通じて、地方公共団体での取組の徹底を図ること。
- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、事業所管省庁において主要な業種の価格基準を今年度内に策定するともに、基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底すること。
- 総務省及び内閣府においては、重点支援地方交付金を活用し地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化に対応するため、推奨メニューや先行事例の紹介など取組を支援すること。
- 中小企業庁においては、これまでに中心的に取り組んできた内閣官房・財務省・総務省と連携し、目標年度や定量的な目標を含む官公需における価格転嫁を徹底するための対応策について検討し、来春を目途に進捗を報告すること。
- 各省庁の政務・幹部が地方自治体の首長・幹部と面会等する機会を捉え、官公需における価格転嫁・取引適正化を要請すること。

III. 省力化投資

- 警察庁においては、警備業の省力化投資促進プランを着実に実行すること。
- 関係省庁においては、これまでに策定した省力化投資促進プランの実行を進め、その取組を次回WGで報告すること。
- 関係省庁においては、令和8年度から各都道府県のよろず支援拠点内に設置される「生産性向上支援センター」の体制整備や周知広報に協力すること。

これらの取組状況については、継続的にフォローアップを行い、各省庁から報告すること。

企業取引研究会の開催

- 令和6年7月から12月にかけて開催された「企業取引研究会」の報告書を受け、価格転嫁・取引適正化を進めるための環境整備に向けた検討が進められ、令和7年5月に下請法・下請振興法の改正法が成立した。
- 一方、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、実効的な取組を進める必要があることから、令和7年7月より企業取引研究会を再度開催し、研究会報告書において示された課題に対して、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に議論を進めている。公正取引委員会と中小企業庁が共同事務局を務める。
- 令和7年11月までに3回開催。令和8年に第4回を開催し対応案の議論を予定。

議題

- サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備
- サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）
- 物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応（着荷主規制）
- 知的財産・ノウハウ・データの取引適正化（知的財産取引適正化ワーキンググループの設置）

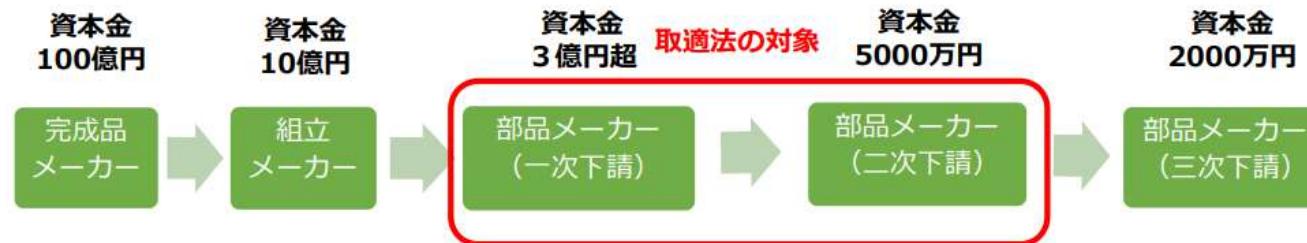
企業取引研究会における議題（1/2）

議題① サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備

取適法対象外の取引においても価格転嫁を実効的に進める必要

→協議に応じない一方的な価格決定の禁止（取適法第5条第2項第4号）と同様に、実効的な協議が行われることを独占禁止法上の優越的地位濫用規制においても実現するため考え方の明確化等を検討

（例）製造業におけるサプライチェーン



議題② サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）

- 取適法対象外の取引において、不当に長く支払サイトを設定する行為に対応するため実効的な取組が必要
→取適法対象取引の延長線上にあるサプライチェーン全体において支払期日が適切に設定される環境整備に向けた方策を検討

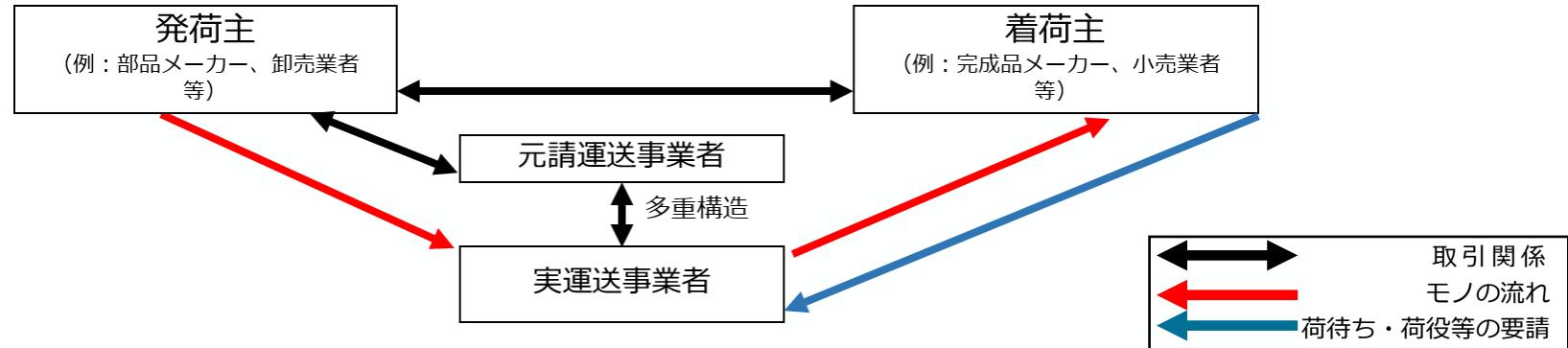
（例）製造業におけるサプライチェーン



企業取引研究会における議題 (2/2)

議題③ 物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応（着荷主規制）

- 着荷主が実運送事業者に対して要請することにより生じる契約外の行為（荷役・荷待ち等）に対応する必要
→こうした着荷主の問題行為を是正するための対応策を検討



議題④ 知的財産・ノウハウ・データの取引適正化（知的財産取引適正化WGの設置）

- 令和6年12月の企業取引研究会報告書を受け、知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行うため、企業取引研究会の下で「知的財産取引適正化ワーキンググループ（知財WG）」を設置。
- 令和7年9月に幅広い業種を対象とした実態調査（アンケート調査）により知的財産権・ノウハウ・データを無償で譲渡するように強要された事例、低廉な対価設定に係る事例等を収集し、その結果をもとに、独占禁止法の指針の策定に向けて議論を進めている。
- 令和7年11月時点で2回開催。年明け以降、第3回を開催し実態調査報告書案や知財WG提言案の議論を予定。

ご清聴ありがとうございました